

**CONTENTS**

**《全世界》**

- **マイクロソフトの反トラスト法裁判をめぐるその後** ..... 2  
 本稿では、マイクロソフト反トラスト法違反をめぐるワシントン高等裁判所控訴審判決以後に見られた主だった動きを手短かに報告しつつ、同裁判の流れを整理してゆきたい。

**《米国》**

- **連邦通信委員会 (FCC)、国内設備ベース免許の移転手続き (第214条) 簡素化を提案** ..... 6  
 連邦通信委員会 (FCC) は、2001年7月20日、宣言裁定及び規則提案告示 (FCC 01-205) を発出して1934年通信法第214条に基づく国内 (州際) 設備ベース免許の移転申請手続きの簡素化を提案した。合併審査に時間がかかり過ぎる等の批判に応えたものでコメント提出期限は公示後30日以内。

**《米国》**

- **AT&Tはどこへ行く** ..... 13  
 AT&Tといえば誰でも世界の電話会社と思ったものだ。今でもそう思っている人が案外多いかもしれない。しかし、データからすれば世界の電話会社はNTTである。ところが、NTTについてAT&Tへの割り負け感を抱いている人が少なくない。これは過去長い間世界の電話界のリーダーとして君臨してきた印象を多くの人が現在も脳裏に留めているからであろう。そしてAT&Tは、アメリカ電話電信公社と呼ばれたりするほど、よきにつけあしきにつけ、公的雰囲気漂わせてきたのである。このようなAT&Tが現在に至った軌跡と今後の進路について考えてみる。

**《ギリシャ》**

- **ギリシャ、第三世代携帯電話の周波数免許を交付** ..... 19  
 オークションへの応募企業が交付免許数を下回った、ギリシャのUMTS免許選定に関する状況のほか、ギリシャの携帯電話市場を概観する。

**《中華人民共和国》**

- **中国のインターネット人口2,650万人** ..... 24  
 半年間で400万人増加したが成長のスピードが鈍ってきている。一方で利用者層の幅は広がってきており、着実に大衆化に向かって進んでいることも窺える。

**《香港》**

- **3Gオークション・ルール発表** ..... 27  
 免許の数は全部で4つ。入札の対象は免許料そのものではなく、開業後毎年支払われるロイヤルティの額。だがむしろ免許料よりも高つくという批判の声が。

**《韓国》**

- **韓国通信の完全民営化に向けた動き** ..... 31  
 韓国通信は2002年央までに完全民営化されることになっている。また、併せて、15%程度を戦略的外資に所有させる計画である。ブロードバンド普及で日本の先を行った韓国であるが、フラッグキャリアの民営化でも同国の大胆さが印象的だ。

**《フィリピン》**

- **GlobeとIslacomが統合実現** ..... 34  
 2001年6月、GlobeがIslacomを完全子会社化することで両者の統合が実現した。これにより、フィリピン第2勢力のGlobeは地盤とポテンシャルを広げた。

**《マレーシア》**

- **マレーシア通信業界の最近の動き** ..... 37  
 ASEANでは先進国サイドにあると言えるマレーシアは、サイバー法や通信と放送を一体的に捉える通信マルチメディア法をいち早く発効させるなど、斬新な面がある。1997/98年の通貨経済危機の後遺症 (外貨建て債務の膨張とそのリストラ) を依然持つ同国キャリアの動きには鈍さが残る一方で、モバイル市場の成長は明るい材料となっている。ここ半年程度の規制、事業者に関する動きを概観する。



## 全世界

### マイクロソフトの反トラスト法裁判をめぐるその後

本稿では、マイクロソフト反トラスト法違反をめぐるワシントン高等裁判所控訴審判決以後に見られた主だった動きを手短に報告しつつ、同裁判の流れを整理してゆきたい。

およそ3年越しの係争となっている米マイクロソフト社のシャーマン法(反トラスト法)<sup>(注1)</sup>違反をめぐる裁判は、去る6月28日、ワシントン連邦高裁の判断によって重要な節目を迎えた。同裁判では、ワシントン地裁のThomas Penfield Jackson判事が2000年6月に提案したマイクロソフトの分割案が棄却されるとともに、しかし、依然として同社の「不正な独占」は是正される必要があるとの認識が示されたのであった。原告側である米国司法省ならびに19の州は、マイクロソフトの“不正”認定を勝ち取ったことを実質的な勝利と受け止め、他方、マイクロソフトは分割の危機を免れたことを自陣営の主張が受け入れられたとして歓迎している。勝敗のはっきりしないこの判決がもたらしたのは、結局のところ、両当事者が矢継ぎ早に“次の一手”を打ち出すよう強いられているという状況のみであったようだ。

#### 1. スマートタグの廃止

まず、控訴審判決が下った日の翌日29日、マイクロソフトは、10月発売予定の次期基本ソフト(以下OSと表記)である“Windows XP”にスマートタグ機能を追加するという当初の方針を当分見送ると発表した。スマートタグとは、同社のブラウザ(インターネット閲覧)ソフト、Internet Explorer(以下IEと表記)や、同じく同社のドル箱となっているビジネスアプリケーションソフト、Officeを通じて表示される画面上に、同社が選択したウェブサイトへのリンクを自動的に張り、ユーザを当該サイトに誘導する機能である。たとえば、ユーザがIEで野球に関するサイトを閲覧しているのであれば、マイクロソフトと提携関係にあるメジャーリーグ球団のホームページにリンクされたプルダウンメニューが自動的に表示される、といった具合だ。

現在は米AOL(America Online)社の傘下にある米Netscape Communications社のブラウザ、Netscape Navigatorとの“ブラウザ戦争”に圧勝したマイクロソフトは、OSの独占的なシェアにほぼ正比例したブラウザソフトのシェア<sup>(注2)</sup>を有している。これにくわえて、OSやブラウザと同程度といわれるビジネスアプリケーション市場でのOfficeのシェアを考えれば、Windows XPにおけるスマートタグの機能は、市場をまたがった同社の支配力と影響力をますます強固なものとするのに役立つはずであった。しかし、この戦略は、控訴審判決後に採用すべきネット戦略としてはあまり適切なものではないと判断されたようだ。

(注1)

米国の反トラスト法(独占禁止法)は、シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法の三つの法によって構成されている。

(注2)

2001年2月の時点で、ブラウザ市場におけるIEのシェアは87.71%(Netscapeは12.01%)。



KDD RESEARCH



## 2. ライセンス規約の緩和とその背景

### 2-1 マイクロソフトの譲歩

コンピュータメーカーがWindows OSを事前にインストールして製品を販売する際、マイクロソフトはこれまで、デスクトップ画面(電源を入れた後に最初にディスプレイに表示される画面)に表示されるアイコン群を各メーカーが任意に変更することを禁じていた。端的に言えば、Windows OSを使う限り、パソコンメーカーはIEのアイコンをデスクトップから外した製品を市場に送り出すことができなかつたのである。しかし7月11日、マイクロソフトはそうしたライセンス規定を改正し、メーカーの自由な裁量でデスクトップ画面を変更することを許可する方針を打ち出した。

さらにWindows XPでは、デスクトップ表示のみならず、OSからIE自体を外すことも可能になるといわれている。メーカーもしくはエンドユーザーは、他の一般アプリケーションソフト同様、『アプリケーションの追加と削除』機能を使ってIEをOSから削除することができるというのである。

確かにこれまでのマイクロソフトの強圧的ともいえる姿勢からすれば、今回の規定改正は好ましい変化であるには違いない。しかしながら、すでに“ブラウザ戦争”を通じて同社がNetscapeを実質的に市場から放逐することに成功してしまっている現在、こうした“譲歩”がブラウザ市場における同社の独占的な地位を揺るがすものになると考える者はほとんどいない。マイクロソフトの“譲歩”は、違法な手段ですでに巨額の富を築いてしまっている被告人の贖罪行為にすら等しいという手厳しい指摘をする論者もいるほどである。<sup>(注3)</sup>

### 2-2 NET構想に沿った戦略の転換 — ウェブ閲覧からデータコミュニケーションへ

しかし、最も注意しなければならない点は、マイクロソフトにとってのブラウザソフトの戦略的重要性が、4年前と比べれば相対的に低下しているということだ。

同社はすでに、ソフトウェアパッケージを販売して利益を得るという従来までのビジネスモデルからの脱皮を宣言している。これからは、ネットワーク自体をデータ通信とコンピューティングのための巨大なプラットフォームとして利用し、あらゆる種類の端末機器がアクセスできるデータ通信アプリケーションの提供をネット経由でおこなってゆくという、“NET”計画に則った事業展開がなされることになる。すなわち、マイクロソフトは現在同社が享受しているソフトウェア産業での市場支配力を、そっくりそのまま次世代データ通信の領域に持ち込もうとしているのである。そして、その際、同社のそうした事業展開にとって重要になってくるのは、もはや大きなディスプレイでウェブサイトの一方的な閲覧をおこなうことを目的としたブラウザソフトではなく、むしろメッセージャーソフトに代表されるような、携帯電話にも収まる小型の通信ソフトであるだろう。

実際、マイクロソフトはライセンス規約の緩和をおこなった後も、メーカーが同社のメッセージャーソフト(“Windows Messenger”<sup>(注4)</sup>)やマルチメディアプレーヤーソフト(“Windows Media Player”)をWindows XPのスタートメニューから外すことを禁じるといわれている。これらのソフトは文字媒体でのリアルタイムコミュニケーションはもとより、ビデオ会議、画像配信、あるいはIPテレフォニーなどで威力を発揮するものであり、したがって、何よりWindows XPが.NET体制移行への最初のス

(注3)

アイオワ州検事総長Tom Miller氏の談。ZDNet Japan、7月12日付記事参照。

([http://www.zdnet.co.jp/news/0107/12/e\\_mslicense\\_m.html](http://www.zdnet.co.jp/news/0107/12/e_mslicense_m.html))

(注4)

Windows XPから、これまでの同社のメッセージャーソフトである“MSN Messenger”の名称が変更され、“Windows Messenger”となる。



KDD RESEARCH



トップとして機能するためには欠かせない要素でもある。

### 3. ニューメキシコ州が和解

マイクロソフトによるライセンス規定緩和の発表を受けて、7月12日、係争当事者のひとつであるニューメキシコ州が同社との和解に応じることを発表した。

この和解条件はニューメキシコ州にとってかなり都合のよいものであった。マイクロソフトが司法省ならびに他州との今後の裁判で仮に敗訴した場合、同州はその際支払われる罰金やその他の是正措置を、和解後であるにもかかわらずマイクロソフトから受ける権利を保持するからである。

### 4. 司法省の対応

6月28日の控訴審判決の結果、裁判は地裁に差し戻されることになった。地裁における差し戻し裁判は、今回の差し戻し判決を不服とする原告もしくは被告側が再審請求をおこなうことができる52日間の猶予期間を経て、8月中旬に開始される予定であるが、司法省は7月13日、控訴裁に対し、予定よりも早く差し戻し審理を開始するよう要請した。

こうした要請の背後には、差し戻し審を8月中旬から開始したのでは、10月に予定されているWindows XPの発売までに実質的な是正措置を命ずる仮処分請求ができなくなる、という司法省の焦りがあるとみられている。

### 5. マイクロソフト、再審請求を提出

7月18日、マイクロソフトは控訴裁に再審請求を提出した。これは、Windows 95/98とIEのコードの統合が競合他社製品を市場から締め出す反競争的行為にあたる、という判断に対する反論として提出されたものである。また、その2日後の7月20日には、司法省による差し戻し審早期開始要請に反対する書類を同社は控訴裁に提出した。こうした一連の動きにより裁判の迅速化を防ごうというのが同社の狙いであるとみられている。

### 6. 上院で公聴会

ニューヨーク州選出の民主党上院議員、Charles Schumer氏は7月24日の会見で、司法省と州司法当局に対し、Windows XPの発売を延期させる措置を取るよう要請するとともに、同製品が今後のインターネット市場に及ぼす影響について論議するた







めの公聴会を9月に上院で開催する用意があると発表した。<sup>(注5)</sup>

現在、他社との競合関係にあるマイクロソフト社製品は、いうまでもなく基本ソフトとブラウザソフトだけではない。先述のメッセンジャーソフト(AOL、Yahooなどと競合)やマルチメディアプレーヤー(Real Networks、Apple Computerなど)にくわえ、インターネットポータル(MSN (Yahoo、Lycosなど)、ビジネスアプリケーション(Lotus、JUSTSYSTEMなど)、そのほか、ミドルウェアやデータベースソフト、サーバ製品等々、数え上げればきりが無いほどである。

自由な競争が消費者利益につながるというのは、メガコンペティションの時代を擁護するアングロ・アメリカ系エコノミスト達の常套句であり、これら製品群をめぐる様々な競争も概ね否定されるものではないだろう。しかし、まさにそれ故、市場支配力を背景に他社を恫喝するようなマイクロソフトの手法<sup>(注6)</sup>を積極的に支持する論者は少ない。新たな事業(“NET”)の本格的な展開をひかえている同社への風当たりは、弱まる気配を一向に見せないのである。

(布施 哲)

<出典・参考資料> U.S. Court of Appeals for the D.C. Circuit, United States v. Microsoft, 00-5212 (<http://msft.cadc.uscourts.gov/cadc/00-5212a.pdf>)  
 Microsoft HP (<http://www.microsoft.com/>)  
 Nikkei IT Pro HP (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/>)  
 ZDNet Japan HP (<http://www.zdnet.co.jp/>) 他

(注5)

ZDNet Japan、7月25日付記事参照。  
 ([http://www.zdnet.co.jp/news/0107/25/b\\_0724\\_03.html](http://www.zdnet.co.jp/news/0107/25/b_0724_03.html))

(注6)

今回の裁判ではIEとのバンドリングや分割問題のみが目撃されたが、控訴裁ではほかにも重要な判断がなされていた。たとえばマイクロソフトが米Intel社に対し、Intelと競合関係にある米AMD社の3DX命令セットのサポートをWindows OSが控える代わりに、クロスプラットフォームのマルチメディア開発を取り止めるよう圧力をかけた、という事実を控訴裁は重くみて、明確にシャーマン法に反する“脅迫行為”と認定した。控訴審の報告書、57頁参照。  
 (<http://msft.cadc.uscourts.gov/cadc/00-5212a.pdf>)



KDD RESEARCH



## 米国

### 連邦通信委員会（FCC）、国内設備ベース免許の移転手続き（第214条）簡素化を提案

連邦通信委員会（FCC）は、2001年7月20日、宣言裁定及び規則提案告示（FCC 01-205）を發出して1934年通信法第214条に基づく国内（州際）設備ベース免許の移転申請手続きの簡素化を提案した。合併審査に時間がかかり過ぎる等の批判に応えたものでコメント提出期限は公示後30日以内。

連邦通信委員会（FCC）は、2001年7月20日、宣言裁定<sup>(注7)</sup>及び規則提案告示（FCC 01-205）<sup>(注8)</sup>を發出して1934年通信法第214条（47 U.S.C. 214）（線路の延長）に基づく国内（州際）設備ベース免許の移転申請手続き簡素化を提案した。

■表1：線路の建設、取得又は運用に関する規制枠組み（第214条）

	国内州際	国際
ドミナント事業者が関係する申請	企業経営権の取得に伴う免許移転を例外として、連邦規則第63.01条に基づく包括認証の対象(非規制)	●外資系ドミナント事業者 EC0テスト及び計算料金ベンチマークを含む公共の利益基準による個別審査。WTO加盟国の事業者はEC0テストを免除。 ●その他 下に同じ。
その他の申請		公共の利益基準による個別審査

FCCは、企業合併、買収等に関する審査権限を本来有しないが、合併等に伴う線路又は無線局免許の移転審査の形式を借りて市場競争への悪影響の想定等を含む多角的な審査を行ってきた。しかし、このFCCによる移転審査に対しては、従来から、

- ▲司法省の反トラスト法の観点からの審査と内容が重複する（その上さらに細かい）
- ▲司法省の審査完了を待って本格的に始まるため申請から認証まで時間がかかり過ぎる（ただしFCCには他に選択の余地はない）

等の批判が企業等に強く、議会筋もしばしば「司法省が審査を見送った案件はFCCも自動的に認可すべきである」などのような言い方でFCCに圧力をかけることが多くなっていた。さらに昨年（2000年）後半から今年にかけて競争的地域事業者（CLEC）の倒産が相次ぎコモンキャリア局（Common Carrier Bureau）がサービス廃止又は縮小の申請に忙殺されていることも、FCCが移転審査の迅速化を課題として取り上げる契機になったものと思われる。

現行規制上、国内州際線路の建設、取得又は運用は、連邦規則（Code of Federal Regulations）<sup>(注9)</sup>第47編（Title 47）第63.01条（すべての国内コモンキャリアの認証）に基づく包括認証（blanket authority）の対象であって原則非規制（参入規制な

(注7)

宣言裁定（declaratory ruling）  
英米法には、具体的係争又は法的救済の必要性の存在如何に関わりなく、裁判所が特定文書の解釈や動産・不動産の権利の帰属等を確認し判示する「宣言判決（declaratory judgment）」の制度がある。我が国における確認判決に相当するが、宣言判決の場合、他の救済手段があってもそれとは別に裁判所に権利の確認を求めることができる（田中英夫「英米法総論」1980年東京大学出版会）。FCCなど米国の行政委員会は、立法、司法、行政の三権を少しづつ兼ね備えた独特の機関でその裁定は連邦裁判所第一審判決と法的に同等であるので、宣言裁定はこの宣言判決に相当するものである。

(注8)

2001年7月12日に採択された「Declaratory Ruling and Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Implementation of Further Streamlining Measures for Domestic Section 214 Authorizations」（FCC 01-205 / CC Docket No. 01-150）を指す。

(注9)

連邦規則（Code of Federal Regulations）  
連邦規則（Code of Federal Regulation）はFCC等の行政委員会が裁定等により制定するもので法的には連邦裁判所第一審判決（判例法）と同等である。連邦法に対してはあくまで劣位であるが単なる実施規定（又は下位規則）ではなく、法令の授權に基づく我が国の省令類とは性格が異なる。

(注10)

1934年通信法第310条（47 U. S. C. 310）（免許の所有及び移転についての制限）  
（d）項において「委員会（FCC）に申請し、かつ、公共の利益、便宜及び必要にかなうと委員会（FCC）が認定した場合を除き、建設許可若しくは局の免許又はこれらに基づく権利を、任意に若しくは意に反して、直接若しくは間接に、又は当該許可若しくは免許を保有する法人の移転により、他の者に





し)であるが、企業経営権の取得に伴う取得(免許移転)のみがその例外となっている。今回の宣言裁定及び規則提案告示(FCC 01-205)はこの例外部分の規制緩和を提案したものである。

(1) 国内州際通信設備の建設、取得又は運用に関する現在の規制

1934年通信法第214条は、同第310条<sup>(注10)</sup>と並ぶ主要な設備ベース参入規制であるが、1996年電気通信法第402条(b)(2)(A)項<sup>(注11)</sup>とそれに基づくFCCの1999年簡素化裁定(1999 Streamlining Order)<sup>(注12)</sup>によって国内州際通信サービスの分野では実質的に空文化した。連邦規則第47編第63.01条の改正で、国内州際線路の建設、取得又は運用に関する包括認証がすべての州際コモンキャリアに与えられたためである。なお同裁定は第63.71条(国内キャリアによるサービスの廃止、縮小又は改悪のための手続き)の規定も同時に改正しサービス廃止等に関する手続きを簡素化している。

1999年簡素化裁定以前の連邦規則でも国内州際線路の取得等に関する包括認証は行われていたが対象は非ドミナント事業者に限定されていた(連邦規則第47編第63.07条、現在は廃止)。ドミナント事業者の個別認証を廃止するにあたり、FCCは、従来の包括認証の枠組みをドミナント事業者に拡張するのではなく一気に全面的規制差し控え(forbearance)に移行することも検討したが、次の理由(▲)でそれを見送り従来の枠組みを維持している。

- ▲包括認証であれば、スラミング等の不適切な行為があった事業者を免許取消で処罰することができるが、規制差し控えを行った場合は参入後の行為規制の手段が限られること。
- ▲適正料金維持又は消費者保護のための行政介入は当面必要で、1934年通信法第10条(電気通信サービスの提供における競争)<sup>(注13)</sup>に基づいて規制差し控えを行うための条件はまだ満たされていないと考えられること。

■表2：1999年簡素化裁定の主なポイント

連邦規則	改正の内容
第47編第63.01条の改正	従来、非ドミナントの国内州際コモンキャリアにのみ与えられていた、国内州際線路の建設、取得又は運用に関する包括認証(blanket authority)を、すべての国内州際コモンキャリアに対象を拡大して付与した。これに伴い非ドミナントの国内州際コモンキャリアに対する包括認証を定めた第47編63.07条を廃止。(表3)
第47編第63.71条の改正	サービス廃止、縮小又は改悪に関する手続きを簡素化。従来、ドミナント事業者はサービスの廃止等の前にFCC等に申請して認可を得る必要があったが、変更後は、廃止等の申請が提出の60日後に自動的に認可されるものとした。非ドミナント事業者は廃止等の申請が31日後に自動的に認可される。様々なケースを想定して細分化した規定を整理。(表4)

移転し、譲渡し、その他いかなる方法によっても処分してはならない。(略)」と定めている。なお同条(a)(b)及び(c)項外国政府又はその代表者若しくは外国人による放送局、公衆通信業務用無線局の保有を禁止又は制限した規定。

(注11)

1996年電気通信法第402条(規制の隔年見直し、規制の軽減)

(b)(2)(A)項

同項はFCCに<すべてのコモンキャリアを線路の延長に関する1934年通信法第214条の適用除外にする(exempt)こと>を命じた規定。同項は国内と国際を区別していないが連邦規則上の取り扱いには格差がある。なお同条(a)項では規制の隔年見直しをFCCに義務付けた第11条(規制見直し)(47 U.S.C. 第161条)を1934年通信法に新設している。

(注12)

1999年簡素化裁定(1999 Streamlining Order)

1999年5月18日採択(同年6月30日発出)の「Report and Order in CC Docket No.97-11, Second Memorandum Opinion and Order in AAD file No.98-43, in the Matter of Implementation of Section 402

(b)(2)(A) of the Telecommunications Act of 1996, Petition for Forbearance of the Independent Telephone & Telecommunications Alliance」(FCC 99-104 / CC Docket No.97-11/AAD File No. 98-43)を指す。

(注13)

1934年通信法第10条(47 U.S.C. 160)(電気通信サービスにおける競争)

1996年電気通信法第401条(規制の差し控え)によって1934年通信法に挿入された規定で、同(a)項(規制の柔軟性)が(1)料金が正当かつ合理的であって不当に差別的でないことを確保するために必要でない場合、(2)消費者保護のために不要である場合又は(3)公共の利益に資する場合には、規制差し控えを行うべきことをFCCに命じている。なお同条(b)項では、規制差し控えが競争的市場環境を促進する場合には公共の利益の存在が推定されると定められている。



KDD RESEARCH



■表3：州際通信設備の建設、運用等に関する連邦レベルの規制<参入規制>

連邦法 (U. S. Code)	連邦規則 (Code of Federal Regulations)
<p>47 U.S.C. 214 Title 47 Telegraphs, Telephones, And Radiotelegraphs 第214条) 1934年通信法第214条 (表注1)</p> <p>(線路の延長) (a) 通信事業者 (carrier) は、現在又は将来の公共の便宜及び必要のために、新規線路若しくは延長線路の建設若しくは運用又は建設及び運用が必要である旨の認証を委員会 (FCC) から予め取得しなければ、新規線路若しくは延長線路の建設を開始し、線路若しくは延長線路を取得し若しくは運用し、又はこの新規線路若しくは延長線路によって伝送に従事してはならない。(略) 本条において、「線路」(line) とは、適切な装置により設定されるすべての通信路 (channel of communications) であって、二以上の既存の通信路を相互接続 (interconnection) して設定される通信路以外のものをいう。(略)</p>	<p>47 C.F.R. 63.01 (Title 47 Telecommunications 第63.01条)</p> <p>(すべての国内コモンキャリアの認証) (a) すべての州際通信コモンキャリアと見なされる団体 (party) は、国内のあらゆる地点への国内、州際サービスを提供し、あらゆる国内伝送回線を建設、取得又は運用することを、無線周波数の使用に必要なすべての認可をFCCから得ている限りにおいて認められる。(表注2) (ただし) この(包括)認証は、企業経営権の取得に対しては適用されない。この場合における企業経営権 (corporate control) の取得とは、出資、株式又はパートナーシップの取得に限定されず、拒否権、取締役派遣、定款等のいかなる手段による事実上のコントロールの取得をも含むものとする。(略)</p>

1996年電気通信法第102条  
1999年簡素化裁定

<表注1> 1996年電気通信法等による追加条文はU. S. Code収録後の条番が原法律と異なる場合がある。

<表注2> 他企業の通信設備を買い取る場合も包括認証の対象(内)で、資産買収型の企業買収(減多に行われなくても)もこの範囲に含まれる。今回の宣言裁定及び規則提案告示(FCC 01-205)では、資産買収型の買収とその他の買収との間の手続きの不整合を修正する必要があるか否かも検討している。

■表4：通信サービス市場からの退出に関する連邦レベルの規制 (参考)

連邦法 (U. S. Code)	連邦規則 (Code of Federal Regulations)
<p>47 U.S.C. 214 (Title 47 Telegraphs, Telephones, And Radiotelegraphs 第214条)</p> <p>(線路の延長) (a) (略) 通信事業者 (carrier) は、現在又は将来の公共の便宜及び必要に悪影響を及ぼさない旨の認証を委員会 (FCC) から予め取得しなければ、地域社会又は地域社会の一部に対するサービスを廃止し、縮小し又は改悪してはならない。(略)</p>	<p>47 C.F.R. 63.71 (Title 47 Telecommunications 第63.71条)</p> <p>(国内事業者によるサービスの廃止、縮小又は改悪のための手続き) ※一部要点のみ訳出 サービスの廃止、縮小又は改悪を求めるすべての国内事業者は以下の手続きを踏まねばならない。 (a) 影響を受けるすべての顧客にサービスの廃止、縮小又は改悪を通知し、申請書の写しを当該地域の州公共事業委員会及び州知事に提出する。FCCは、通常、顧客が当該サービス又はその合理的代替物の提供を他の事業者から受けることができないこと、又は公共の利便又は必要性が悪影響を受けることが示されない限り当該申請を認可する。 (b) 事業者は、顧客への通知日又はその後FCCにサービス廃止等にかかる申請を行う。 (c) 国内非ドミナント事業者による申請は申請後31日目 (ドミナント事業者の場合は60日目) に自動的に認可される。</p>

(2) 宣言裁定及び規則提案告示 (FCC 01-205) による提案内容

今回の宣言裁定及規則提案告示 (FCC 01-205) は、まずその宣言裁定 (declaratory ruling) 部分で1934年通信法第214条に基づく参入規制の適用に関する解釈を確定し、続く規則提案告示部分で、連邦規則第47編第63.01条に基づく包括認







証の例外であった、他企業の経営権取得に伴う国内州際線路の取得（免許移転）に関して規制緩和を提案している。以下、宣言裁定と規則提案告示における意見招請の概要について要旨を紹介し、意見招請から伺えるFCCの今の考え方について推測する。

#### (7) 宣言裁定 (Declaratory Ruling)

宣言裁定の部分でFCCは1934年通信法第214条に基づく参入規制の適用について下表の二点を確認している。

■表5：宣言裁定部分のポイント

①	1934年通信法第3条 (47 U.S.C. 153) (定義) に定める接続通信事業者 (connecting carrier) が他企業の経営権を取得することを通じて国内州際線路を取得する場合は、同第214条及び連邦規則第47編第63.01条の適用除外となること。
②	接続通信事業者 (connecting carrier) を除くすべての事業者は、ドミナント、非ドミナントに関わりなく、他企業の経営権を取得することを通じて国内州際線路を取得する場合は、同第214条及び連邦規則第47編第63.01条に基づく事前認証をFCCから得なければならないこと。

1934年通信法第214条は国内州際線路を建設、取得又は運用する事業者はFCCから予め認可を得なければならない旨を定めているが、1934年通信法第2条 (47 U.S.C. 152) (本法の適用) (b) 項 (2) 号から (4) 号までの規定及び1934年通信法第3条 (47 U.S.C. 153) (定義) に定める接続通信事業者 (connecting carrier) が、第214条にいう「二以上の既存の通信路を相互接続 (interconnection) して設定される通信路」を運用する事業者に相当するの否かについては従来議論があった。FCCは今回の宣言裁定で、接続通信事業者が (connecting carrier) が第214条の適用除外の対象であることを確認した。

■表6：接続通信事業者 (connecting carrier) に関する1934年通信法の規定

1934年通信法第2条 (47 U.S.C. 152) (本法の適用)
(b) 第223条から第227条まで及び第332条に規定する場合を除き、かつ第301条及び第VI編の規定に従うことを条件として、本法のいかなる規定も、次の各号に掲げるものに適用し、又はこれらに関する管轄権を委員会に付与するものと解してはならない。ただし、本法第201条から第205条までの規定は、これらの条に特段の規定がある場合を除き、本項 (2) 号から (4) 号までに規定する通信事業者にも適用する。 (1) (略) (2) 通信事業者 (carrier) のうち、他の通信事業者の施設との物理的な接続によってのみ州際通信又は対外通信に従事する者であって、当該通信事業者が他の通信事業者との間に直接的若しくは間接的な被支配若しくは支配の関係をもたず又は直接的若しくは間接的に他の通信事業者との共通の支配に服さない者。 (3) 通信事業者のうち、隣接する州、カナダ又はメキシコ (これらの地域が当該通信事業者が実際に事業活動を行っている州に隣接している場合に限る) にあるほかの通信事業者との施設と無線による接続又は有線及び無線による接続のみによって州際通信又は対外通信に従事する者であって、当該通信事業者が他の通信事業者との間に直接的若しくは間接的な被支配若しくは支配の関係をもたず又は直接的若しくは間接的に他の通信事業者との共通の支配に服さない者。 (4) 本項 (2) 号又は (3) 号が適用される通信事業者で、州際移動体無線通信サービス又はカナダ若しくはメキシコにある陸上車両の移動局に対して無線通信サービスを提供する場合を除いたもの。
1934年通信法第3条 (47 U.S.C. 153) (定義)
(11) 接続通信事業者 (connection carrier) 「接続通信事業者」の語辞は、第2条 (b) 項 (2) 号、(3) 号又は (4) 号に掲げる通信事業者を意味する。







●米国

(イ) 規則提案告示 (Notice of Proposed Rulemaking)

続く規則提案告示の部分でFCCは、簡素化の対象(表7)、簡素化の方法(表8)に分けて意見を招請している。

■表7：簡素化の対象 <宣言裁定及び規則提案告示(FCC 01-205)によるコメント招請のポイント>

①簡素化の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●何らかのカテゴリの免許移転を自動的に簡素化の対象とすべきか?</li> <li>●その場合のカテゴリは何を基準に設定すべきか?(営業区域の広さ、提供している加入者回線数又は市場シェアなど)</li> <li>●簡素化の例外とすべき免許移転があるとすればそれはどのようなものか?(既存地域事業者(ILEC)が関連するもの又はドミナント事業者が関連するもの、等)</li> </ul>
②倒産会社の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連邦破産法(11 U.S.C.)に基づく倒産手続きに伴う移転を自動認可の対象とすべきか?</li> <li>●自動認可の対象とせず引き続きFCCが個別審査を行う場合、連邦破産法における倒産者保護又はそれに類似した判断基準を新たに導入すべきか?</li> </ul>

(注)倒産会社の扱いに関する提案

昨年(2000年)来の相次ぐ競争的地域事業者(CLEC)の倒産の結果、FCCコモンキャリア局(Common Carrier Bureau)はサービス廃止等や免許移転申請の処理に忙殺されており、今回の規則提案告示が②に意見を求めているのはそのような背景があると考えられる。<sup>(注14)</sup>

(注14)

倒産手続きに伴う免許移転としては、破産法廷が承認した債権者・債務者間の和解、和解等に基づく破産法廷の命令又は競売(オークション)に伴う免許移転等が考えられる。無線局免許の移転は1934年通信法第214条の適用対象ではないが、FCCは、かつて、周波数オークション落札金未払いのまま1998年6月に倒産手続きを申請したNextwave Telecom Inc.の周波数(Cブロック及びFブロック)を破産法廷主催の再オークションにかけることを検討した時期がある。結果的に、周波数を没収して2000年12月に再オークションを行う途を選択したが、今年(2001年)6月の連邦巡回(控訴)裁判所(Washington D.C.)判決でこの没収と再オークションが無効とされた(連邦破産法第525条(11 U.S.C. 525)(差別的取り扱いに対する保護)違反)。

■表8：簡素化の方法 <宣言裁定及び規則提案告示(FCC 01-205)によるコメント招請のポイント>

③包括認証の対象範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行制度上は、資産買収型の企業買収に伴う免許移転が包括認証の対象であるのに、その他の形の企業買収(経営権取得)に伴う免許移転は包括認証の対象外である。この不整合は調整されるべきか?</li> </ul>
④自動認可制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他企業の経営権取得に伴う免許移転をドミナント事業者が関与するものとそれ以外にわけ、市場退出規制と同様の自動認可の制度を適用することは適切か?(連邦規則第47編第63.71条では、ドミナント事業者のサービス廃止等の申請は提出後31日目に、非ドミナント事業者のそれは同じく60日目に自動認可される)</li> </ul>
⑤形式的(pro forma)免許移転制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際(線路)免許又は無線局免許における、形式的(pro forma)免許移転(実際の権利関係の異動後30日以内にFCCに通知)のような制度を何らかのカテゴリの国内州際免許移転にも適用すべきか?</li> <li>●一部事業の子会社化に伴う免許移転等、一定の種類の免許移転を形式的な(pro forma)免許移転として扱うことは適切か?</li> </ul>

■表9：簡素化の方法に関する三案の比較

	事前(参入)規制	事後(行為)規制
①包括認証	なし(FCCには届出等一切連絡不要)	あり(免許取消等)
②自動認可	あり(ただし一定期間後に自動認可)	
③形式的(pro forma)免許移転	なし(ただし事後通知が必要)	

規制の重さでは②>③>①(>規制差控えForbearance)と思われる。

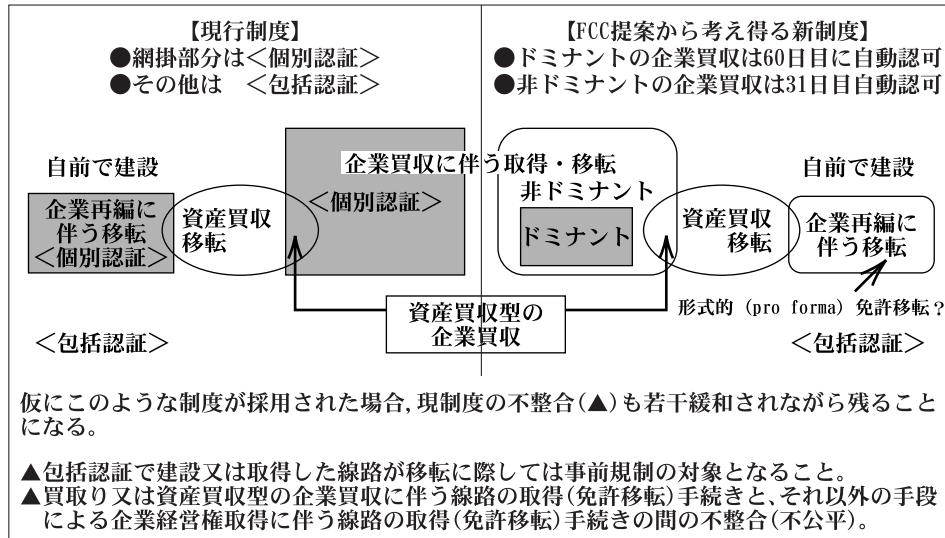
意見招請の書き振りから見る限り、FCCは、包括認証の全面導入は現時点では適切でないとして特に②案を有力視しているようである。その仮定に立つてFCCが想定する新制度を推測すると表10のようになる。この新制度の上では現制度の不整合



KDD RESEARCH

(▲) も残ることになるが(ただし若干緩和)、やむを得ない範囲で不整合を残す代りに、形式的 (pro forma) 免許移転によって全体として規制緩和色を強調するのが今のFCCの狙いではないかと思われる。なお、国際(線路)免許又は無線局免許における形式的 (pro forma) 免許移転の制度は表11に示すようなケースで活用されている。

■表10：1934年通信法第214条に基づく国内国際線路の建設、取得又は運用に関する規制



■表11：形式的 (pro forma) 免許移転が認められる場合 (権利異動後30日以内にFCCに通知) (参考)

国際(線路)免許の移転 (1934年通信法第214条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ある事業者からその所有又は支配する事業者への、実質的な権利変動を伴わない移転</li> <li>●持分関係における実質的な変化を伴わない、企業再編に伴う移転※連邦規則第47編第63.24条 (47 C.F.R. 63.24) (形式的譲渡及び支配の移転) (a) 項から主なものを抜粋</li> </ul>
無線局免許の移転 (1934年通信法第310条 (d) 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有関係における実質的な権利変動を伴わない<sup>(注15)</sup> 免許の譲渡又は移転※連邦規則第47編第22.137条 (47 C.F.R. 22.137) (認証の譲渡、支配の移転) (a) (1) や同24.139条 (47 C.F.R. 24.139) (支配の移転又は局認証の譲渡) など、無線局の種類ごとに同旨の規定が重複して置かれている。</li> </ul>

● COMMENT

全米には300社を超す地域事業者 (LEC) が存在するが (1999年末現在、FCC調べ)、昨年 (2000年) から今年にかけて多くの競争的地域事業者 (CLEC) が破綻して連邦破産法 (11 U.S.C.) に基づく会社更生手続き (所謂「chapter 11」手続き) を申請した。ある程度有名な破綻CLECだけでも、GTS (2000年5月にTime Warner Telecomが資産買収)、American Metrocom (2000年8月Chapter11申請)、NorthPoint (DSL) (2001年1月Chapter11申請、同年3月にAT&Tが75%のディスカウントで資産買収)、Pathnet (ホールセール) (2001年4月Chapter11申請)、ICG (2000年11月Chapter11申請)、e.spire (2001年3月Chap

(注15)  
「所有関係における実質的な権利変動を伴わない」(de jure / de fact基準)  
1934年通信法第309条 (47 U.S.C. 309) (申請についての措置、免許の様式及び免許に付す条件) (c) (2) (B) において「第310条 (b) 項に基づく involuntaryな譲渡若しくは移転又は同項に基づく譲渡若しくは移転であって所有若しくは支配に実質的な変更を伴わないもの」は事前の申請及び公示が免除されていることに基づく。  
「実質的な権利変動を伴わない」ことを判断する基準としてFCCは所謂「de jure / de fact」条件を設定している。同条件に拠れば、当該譲渡又は移転が、法律上 (de jure) 又は事実上 (de fact) の支配の変更 (ある企業から別の企業への無線局の支配の移転など) をもたらさない場合に限り「事実上の権利変動を伴わない」と認定される。  
以上、1998年2月4日に採択 (同日発出) された「Memorandum Opinion and Order in the Matter of Federal Communications Bar Association's Petition for Forbearance from Section 310 (d) of the Communications Act Regarding Non-Substantial Assignments of Wireless License and Transfers of Control Involving Telecommunications Carriers」(FCC98-018) に拠る。





## ●米国

ter11申請)及びWinstar (FWA) (2001年4月Chapter11申請)など枚挙にいとまがない。ITバブルの崩壊に加え、既存地域事業者 (ILEC) による低価格攻勢 (主にDSL) と訴訟攻勢 (相互接続料金) がCLECのキャッシュフローを直撃した結果である。倒産等に伴うサービス廃止又は縮小は今のところはまだ大々的な訴訟のタネになっていないが、大手企業 (=ビッグポケット) が下手に救済に動く消費者による提訴の的 (まと) になるおそれは十分ある。キャリア間では、先日 (2001年7月20日)、PathnetのTexas州Beaumontにおけるサービス廃止の差止めを求めるFCCへの嘆願がWorldCom Inc.によって提出された。Pathnetが予定通り2001年8月1日にサービスを停止した場合、WorldComがFederal Aviation Administration (FAA) (航空機のフライトコントロール等を行う) に提供している通信サービスが提供不能になるため、破産法廷のオークション (元来7月22日に実施される筈だったが延期) が終わるまでPathnetのサービス廃止を延期するようFCCに求めた趣旨である。

(古閑 裕朗)

<出典・参考文献> 連邦通信委員会 (FCC) FCC98-018 (1998年2月4日採択、発出)  
同 FCC 99-104 / CC Docket No.97-11/AAD File No. 98-43 (1999年5月18日採択、同年6月30日発出) (「1999 Streamlining Order」)  
同 FCC 01-205 / CC Docket No. 01-150 (2001年7月12日採択、同年同月20日発出)  
Telecommunications Reports (2001年7月16日、同年同月23日)  
1996年米国電気通信法の解説 (郵政省郵政研究所編) (1997年社団法人商事法務研究会)  
英米法総論 (田中英夫) (1980年東京大学出版会)



KDD RESEARCH



## 米国

### AT&Tはどこへ行く

AT&Tといえば誰でも世界一の電話会社と思ったものだ。今でもそう思っている人が案外多いかもしれない。しかし、データからすれば世界一の電話会社はNTTである。ところが、NTTについてAT&Tへの割り負け感を抱いている人が少なくない。これは過去長い間世界の電話界のリーダーとして君臨してきた印象を多くの人が現在も脳裏に留めているからであろう。そしてAT&Tは、アメリカ電話電信公社と呼ばれたりするほど、よきにつけあしきにつけ、公的雰囲気を漂わせてきたのである。このようなAT&Tが現在に至った軌跡と今後の進路について考えてみる。

#### 1. 来し方を振り返って

AT&Tが大いに変わった。1982年のAT&T同意判決に基づくベル・システム再編成が1984年1月1日に実施されて、従前子会社であったリトル・ベル各社が対等の独立会社となり、直接の競合関係にはないものの垂直的關係となり利害が対立する局面も増えてきた。一方、他の長距離通信事業者も徐々にシェアを高めており、AT&Tはもはや「お山の大将」然と構えているわけにはゆかなくなった。

折りも折り、発足して間もない新AT&Tは、世界の国際通信事業者に驚くべき提案をした。すなわち、AT&Tは、言語困難 (Language difficulty: LD) を避けるための海外からの自国オペレーターへのアクセス (IODC) やオペレーターを介さないで行う国際コレクトコール (ITFC) などの新サービスの至急提供を海外パートナーに提案した。このようなサービスは、今でこそ当たり前前の国際通信サービスとなっているが、当時としては破天荒なものであった。このような提案を受けて、海外の国際通信事業者は、交換機の改修などの設備対応や、規制当局への手続きなどの制度対応で苦勞したものだ。

これはほんの一例であるが、AT&Tは、サービス制度の見直し、M&A作戦の展開、人事の改革など次から次へと変革の実施を重ねてきた。

M&Aとスピンオフ (完全分離) についてのみ見ても、テレ・コミュニケーションズとメディア・ワンの買収、NCRの買収、ルーセント・テクノロジーズ、NCRのスピンオフなど大規模なものが実施されている。NCRについては苦勞して敵対的買収を完成したのに、短期間で分離するという結果になり、見通しの甘さを露呈した形である。

このような経過を経て、今度はAT&TワイアレスのスピンオフとコムキャストからのAT&Tブロードバンドの買収提案という劇的なイベントが展開された。以下この二点について詳述する。





## 2. AT&Tワイアレスのスピノフ

AT&Tは、他企業を買収して多角化を図るとともに、自社の組織を見直して、一部部門をAT&Tと資本関係のない独立企業に転換するスピノフもしばしば行っている。過去に行われたスピノフで有名なものは、コンピュータ部門のNCRと製造部門のルーセント・テクノロジーズであるが、従来のスピノフは通信事業の一部を分離するというものではなかったが、今回実施されたAT&Tワイアレスのスピノフは通信事業そのもの、しかも成長分野のモバイル通信事業である。

AT&Tワイアレスは、1992年にマッコー・セルラーをAT&Tが126億ドル相当の株式交換によって買収して発足したもので、2000年現在1,170万の加入者を有している。

今回分離されたAT&Tワイアレスは、米国の無線通信事業でベライゾン・ワイアレスに続いて第二位を占めている。しかし、1999年の業績では、売上ではベライゾンの約135億ドルに対してAT&Tは約76億ドルとかなり水をあけられている上、純利益に至ってはベライゾンの約6.6億ドルに対してAT&Tは約4.6億ドルの赤字と比較にもならない状態である。このようにAT&Tのブランドを使用しながらもうひとつさえない業績のAT&Tワイアレスに活を入れる意図があるのであろう。

AT&Tワイアレスは他企業に買収されるのではなく、独立会社としてスピノフされるのであるから、この施策について他の企業との交渉の必要はなく、AT&Tの独自の判断で実施できるが、支配関係の変化ということで、FCCの認可は必要と思われる。

以下このスピノフのプロセスについて述べる。

AT&Tは7月9日をもって、AT&Tワイアレスのトラッキング株式のAT&Tワイアレスの普通株式への転換を開始し、1対1の割り当てで、現在暫定的にAT&Tが所有しているAT&Tワイアレスの普通株式総数1,136,258,587株を配分する。これによって、当然のことながら、AT&Tワイアレスのトラッキング株式は消却される。AT&Tの普通株式の株主に対しては、1対0.3218の割り当てで、AT&Tワイアレスの普通株式を配分する。なお、このAT&Tの普通株式の株主で日本など外国に居住する者に対しては、AT&Tワイアレスの普通株式の配分は行われず、その売却代価が分配されることになる見込みである。

このトラッキング株式の消却と新株式の配分の完了によって、AT&TワイアレスはAT&Tと資本関係をもたない独立の会社となる。

## 3. コムキャストによるAT&Tブロードバンド買収提案

コムキャストは、かねてからAT&Tブロードバンドの買収についてAT&Tと交渉を続けていた模様であるが、7月8日にコムキャストがこの買収に関して発表をした。両社とも米国CATV業界の雄であり、被買収側とされているAT&Tブロードバンドは同業界で第一位を占めており、一方買収側のコムキャストは第三位である。この買収計画の実現後は2位のAOLタイムワナーをはるかに上まわるダントツのMSO（多数ケーブルシステム運用者）となるわけである。したがって、両者間の合意が







成立しても、司法省、FCCという規制機関がすんなりとこの取引を承認する可能性は少なく、かなり厳しい条件を付されることになるであろう。

この買収計画の内容に入る前に両当事者のプロフィールについて簡単に触れておく。

#### (1) コムキャストの概要

コムキャストは米国第三位のMSOであるが、非常にアグレッシブな企業として有名で、効率的経営を目指すとともに、企業の利益確保のためには法的手段をフルに利用するという姿勢を示しており、FCCの争訟手続きにもしばしば姿を現している。この社風はちょうどかつてのワールドコムのに類似している。

同社の創業は1963年で、ミシシッピ州チュペロにおいて加入者1,200のケーブル・システムを買収して、アメリカン・ケーブル・システムの社名でサービスを開始した。

1969年には、本社をペンシルバニア州フィラデルフィアに移し、社名をコムキャスト・コーポレーションと改めた。

1972年に株式を公開し、NASDAQの取引銘柄となった。この頃から積極的な買収作戦を展開し、86年にはQVCの設立に参加し、95年には同社の支配的地位を確保した。また、スポーツ・テレビジョン会社を設立するなど周辺事業の強化にも努めた。

1997年には、マイクロソフトが100億ドルの出資を行った。

さらに注目されることは、2001年に至って、今回の買収提案とは別に六つの州において約60万の加入者を擁するAT&Tの複数のケーブル・システムの買収とメリーランド州ボルチモアにおけるAT&Tのケーブル加入者約12万の引受けを完了していることである。

#### (2) AT&Tの概要

AT&Tの全般の概要については、周知のことであり、今さら述べることもないが、CATV事業を中心に本稿との関連事項に限って、簡単に記載する。

従来AT&Tはどちらかといえば事業の多角化にそれほど熱心でなかったが、1997年11月にアームストロング会長兼CEOが就任してから、経営方針に顕著な変化が見られ、CATV事業への進出など新規事業の開拓に力を注ぐようになった。ちなみに、AT&Tは従来会社トップの選任を内部昇格によることとしてきたが、アームストロング氏は外部から招請された輸入会長である。この辺もAT&Tの多角化姿勢と関連がありそうだ。しかし、アームストロング路線は単に買収による異業種統合を進めるばかりでなく、スピノフも積極的に行う複線戦略をとっている。

AT&TのCATV事業は、大手ケーブル事業者の買収によって開始された。すなわち、1999年5月にテレ・コミュニケーションズ(TCI)を買収し、内部組織としてAT&Tブロードバンド・アンド・インターネット・サービスズを設置した。このCATV事業部門は、法的にはAT&Tの一部であるが、実質的には独立企業的性格を持ち、カンパニーと呼ばれており、後にトラッキング株式の発行対象となった。さらに、2000年6月にメディアワンを買収した。この結果、AT&Tは米国トップのMSOとなった。





## ●米国

### (3) コムキャストによる買収提案と買収条件

コムキャストは米国一のMSOとなることを狙って、AT&TのCATVと高速インターネットサービスの事業部門であるAT&Tブロードバンドを買収すべく、AT&Tと交渉を続けていた模様であるが、2001年7月8日に至って、買収条件を明示した買収提案を正式に提示した。この提案は、コムキャストのラルフ J. ロバーツ会長とブライアン L. ロバーツ社長連名のAT&Tアームストロング会長宛ての書簡の形を取っており、コムキャストは、両社の株主に周知するために、この書簡を公表している。この書簡に述べられた買収条件をコムキャストが要約したものを囲みに示す。

#### 【コムキャストによる買収条件】

1. コムキャストは、金曜日（7月6日）の終値に基づいて445億ドルの価値を有するコムキャストの株式10.525億ドル株を発行し、かつ、AT&Tの中核ブロードバンド事業の負債135億ドルを引き受ける。この額は、AT&Tの1,350万のケーブル加入者及び同社の合併会社における持分に対応するものである。
2. コムキャストは、タイム・ワーナー・エンターテインメント、ケーブルビジョン及びレイナー・メディアにおけるAT&Tの持分について、さらに債務を引き受け、これらの価値を反映する株式をさらに発行することによって、AT&Tの持分を取得する用意もある。
3. AT&Tの株主は、合併後の会社の経済上及び議決上の権利の過半数を所有することになる。
4. コムキャストの提案は、2000年のEBITDA（利息・租税・償却控除前利益）及び2001年の第1四半期のEBITDAを年額に引き直したものの30倍を提供するものであり、この額はいずれの場合にも公開取引されるブロードバンド会社の取引倍率をはるかに超えるものである。
5. AT&Tの株主は、AT&Tのブロードバンド事業の推定価値の公表報告を超えるかなり高いプレミアム受けることになる。コムキャストの提案は、一加入者につき4,000ドルを超える価値を示すものである。
6. AT&Tの株主は、金曜日の終値に基づいて、同日のAT&T株式一株当たり市価の75パーセントに相当するAT&T株式一株あたり12.60ドル(AT&Tワイアレスの株式の配分を考慮してある。)の価値を有するコムキャストの株式を受け取ることになり、一方でAT&Tの歴史的な通信事業の完全な所有権を留保することになる。この額は公表財務報告によれば、スタンドアローン・ベースで、700億ドルに近い価値を有する。



KDD RESEARCH



#### (4) AT&Tの対応

コムキャストの提案に対して、AT&Tは翌9日反論を発表した。折りしも、AT&TはAT&Tワイアレスのスピノフについて発表したところであり、AT&Tグループに関する重大ニュースが日を同じくして発表されたことになる。

AT&Tの対応は、取締役会の審議を経ない中間的なものであるが、次のような内容を含むものである。

- ◆ 当社はコムキャストの請求に基づいて、同社と非公式な協議を続けてきた。しかしながら、これらの協議では具体的な提案はなされておらず、当社がコムキャストの評価に同意したというわさも、交渉が破局に達したというわさも真実ではない。
- ◆ 当社は現在、コムキャストが昨日提案した取引を含めて、当社のブロードバンド事業を売却する計画はもっていない。
- ◆ しかしながら、当社は、コムキャストの提案を評価し、当社の株主の長期的利益のために最善を尽くす。
- ◆ 当社の現在の計画は、昨年10月に発表したリストラクチャリングを推進することである。現在までのところ、リストラクチャリングは計画どおり進んでいる。当社は、AT&Tワイアレス株式に対する交換提案を成功裡に進めている。丁度先週金曜日に、当社は、AT&Tワイアレスの持分との交換で16億ドルの負債を削減した。そして本日、AT&Tワイアレスを独立の会社として成功裡に分離した。

ひきつづいて7月18日、AT&Tは、定例取締役会を開催し、AT&Tブロードバンドを買収するというコムキャストの提案を拒絶することを満場一致で決定した。その主たる理由は、コムキャストの提案がAT&Tブロードバンドの完全な価値を反映していないということであるが、コムキャストの多階層議決方式から生じる企業統治上の問題に対する懸念をも表明した。

そして、取締役会の決定をコムキャストに伝えるためのアームストロング会長名の書簡も発表されている。その内容は次のとおりである。

「当社の取締役会は、AT&Tブロードバンドを買収するという2001年7月8日付の貴社の提案を検討し、これを拒絶するという決定を満場一致で採択しました。

慎重な検討の結果、そして一部については当社の財務顧問会社であるクレディ・スイス・ファースト・ポストン及びゴールドマン・サックスの勧告と分析に基づいて、当取締役会は、貴社の提案はAT&Tブロードバンドの完全な価値を反映していないと決定いたしました。さらに、当取締役会は、コムキャストの多階層議決方式によって企業統治上の事項に関して、AT&Tの株主が不利な立場におかれるという懸念を抱いております。

貴社の提案の公共的利益に照らして、取締役会の決定に関する別添のニュース・リリースとともに、本書簡の全文を公表いたします。」

#### COMMENT

7月9日に公表されたAT&Tのニュース・リリースは、米国の電気通信事情に関心のある者にとって、ある意味で驚きであり、ある意味で当然と受け止めるであろうが、AT&Tがここまで追い込まれてきたというのは、今さらながらに電気通信界の





## ●米国

構造変換の厳しさをひしひしと感じさせるものである。AT&Tは、PanAm、RCAに次ぐアメリカの第三の悲劇だという人もいるし、AT&Tの社名が消えるのもそう遠いことではないという人もいる。アームストロング体制になって、AT&Tの変貌振りには目を見張らせるものがあったが、同会長の指導方針が全面的に正しかったかどうかは今後の裁きに待つほかないであろう。しかし、電気通信サービスの成長部門とされる広帯域通信と移動通信を他からの挑戦により、あるいは自らの再編成計画により、本体から分離するのはいかなるものであろうか。個人向け及び企業向けの音声電話のみでAT&Tの成長が可能なのか誰も疑問に思うところであろう。

いずれにしても、コムキャストの挑戦はワールドコムやクエストの前例もあり、最終的には実現するのではないかと思われる。現に7月18日のAT&Tの取締役会では、満場一致でコムキャストの提案を拒絶したが、それは買収価格の評価の問題が中心で、要は条件次第ということになるのではないだろうか。本誌が発行されるときには、あるいはもう事態が変わっているかもしれない。

(清家 秀哉)



KDD RESEARCH

## ギリシャ

### ギリシャ、第三代携帯電話の周波数免許を交付

オークションへの応札企業が交付免許数を下回った、ギリシャのUMTS免許選定に関する状況のほか、ギリシャの携帯電話市場を概観する。

#### 1. ギリシャの携帯電話市場の概要

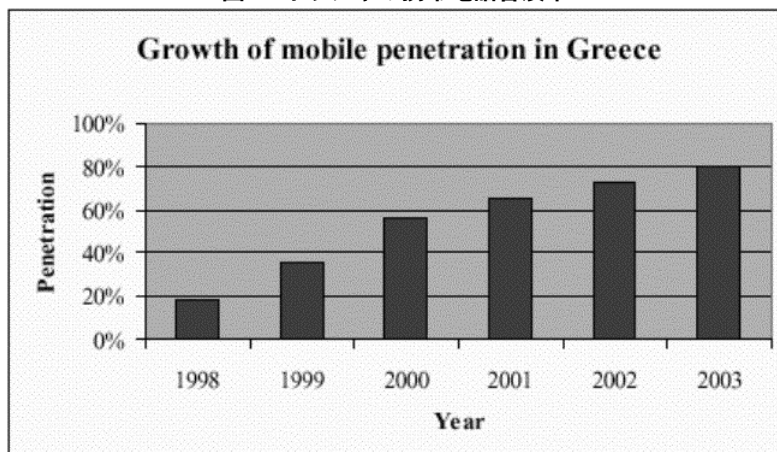
ギリシャの携帯電話は、競争入札によりGSM免許を取得した、テレコムイタリア傘下のSTET HellasおよびVodafoneグループのPanafonによる複占体制において、1993年7月にGSM方式によりサービスが開始された。その後、政府から免許が交付された国営通信事業者OTE<sup>(注16)</sup>の子会社COSMOTEが1998年4月に参入し、3社体制となった。COSMOTEは積極的に事業を展開し、サービス開始後2年半目にあたる2000年末には、サービス提供地域はギリシャ人口の99%をカバーするまでに至っている。同社は、ギリシャ携帯電話市場において2001年5月末に36.1%のシェアを獲得し、同1位のPanafoneに迫る勢いである。

3社体制によりギリシャの携帯電話市場は競争が活性化され、1998年に20%に満たなかった携帯電話の人口普及率は、2000年末には前年比51%増の55.7%に達した。この普及率は、同時期における西欧諸国の平均普及率65.0%を下回っているが、今後もギリシャの普及率がこれまでと同率で増加するとすれば、2001年末の普及率は66%、2003年末には80%に達し、他の西欧諸国と同水準に並ぶものと予測されている。

(注16)

OTE (Hellenic Telecommunications Organization) の株式は、49%が上場され、ギリシャ政府が51%保有している。2001年1月にギリシャの固定通信市場は完全自由化され、OTEの独占権は終了した。

図1 ギリシャの携帯電話普及率



出典：ギリシャ電気通信郵便委員会の資料



KDD RESEARCH





## ●ギリシャ

■表1：ギリシャの移動通信事業者

事業者	方式 (提供開始)	加入者数[シェア] (2001年5月末)	主な出資者
STET Hellas	GSM900 (1993年)	1,820,000 [27.5%]	Telecom Italia(伊):58.1%、 Verizon Communications(米):20%、 他1社:5.2%、上場:16.7%
Panafon Vodafone	GSM900 (1993年)	2,410,000 [36.4%]	Vodafone(英):52.8%、 Intracom(ギリシャ):8.7%、 FT(仏):2.9%、上場:36.6%
COSMOTE	GSM1800 (1998年)	2,386,000 [36.1%]	OTE(ギリシャ):59%、 Telenor(ノルウェー):18% WR Com(キプロス):7.3%、上場:15.7%

(各種資料によりKDD総研作成)

(表注)出資者および出資比率は、2001年6月末現在である。

STET Hellasには当初、米国のBell Atlanticが出資していたが、2000年6月同社とGTEが合併してVerizon Communicationsが設立されたことにより、出資者がVerizon Com.となった。なお、Verizon Com.とVodafoneの両社は、それぞれ55%および45%出資するVerizon Wirelessを通じて、米国において共同で携帯電話事業を営んでいる。

## 2. 第三世代携帯電話の免許

ギリシャの第三世代携帯電話 (UMTS、universal mobile telecommunications system または3G) のための周波数免許の競争入札が、2001年7月11日に実施され、応札者は交付免許数4件を下回る3社で、応札した3社は、上述のギリシャの既存GSM事業者3社であった<sup>(注17)</sup>。

入札の結果、上述の3社は、3G免許の基本周波数 (2X10MHz+5MHz) を、入札最低価格である500億ドラクマ (約1億4,673万ユーロ) を僅かに上回る額で取得した<sup>(注18)</sup>。その後、残りの3G周波数の入札が行われ、PanafoneおよびCOSMOTEが追加の周波数を獲得した。

当初は入札への参加事業者として、ギリシャの電力会社PPC (Public Power Corporation) やFTグループのOrangeが予想されていたが、最終的には参加を見送った。ギリシャの市場規模等を考慮した判断による、と思われる。

今回3G免許を取得した3社は、ギリシャの元独占事業者OTE、汎欧州規模で3G事業の展開を図るVodafone、および南欧州地域を勢力圏とするテレコムイタリアの3グループで、極めて穏当な結果となった。

今回のギリシャにおけるUMTS免許の交付により、EU加盟国15か国中、まだ免許が交付されていない国は、デンマーク、アイルランドおよびルクセンブルグの3か国となった。

(注17)

今回実施された周波数の競争入札は、3GのほかGSM周波数の入札も含まれており、入札全体としては、上述の既存事業者3社のほか、ギリシャのデータ通信事業者でWLL免許を保有するINFO-QUESTOTEも応募したが、同社は3G免許には応札せず、GSM免許の入札のみに参加した。なお、GSM免許は、Panafone、STET HellasおよびINFO-QUESTOTEの3社が落札した。

(注18)

基本部分の落札額は、COSMOTEおよびPanafoneが最低額を1万9,400ドラクマ (約56.9ユーロ) 上回る額で、STET Hellasは、8,837ドラクマ (約25.9ユーロ) 上回る額であった。



KDD RESEARCH

■表2：ギリシャの3G免許保有者(競争入札により2001年7月11日に決定)

事業者	周波数帯	落札価格 (百万ユーロ)	備考【売上高】 (2000年、億ドラクマ)
Panafon Vodafone	2×20MHz+1×5MHz	176.4	2,701
COSMOTE	2×15MHz+1×5MHz	161.4	2,071
STET Hellas	2×10MHz+1×5MHz	146.7	1,772
合計	—	484.5	

(ギリシャ電気通信郵便委員会等の資料によりKDD総研作成)


**COMMENT**

3G（第三世代携帯電話）については、2000年当初には将来性に大きな期待が集まり、英国、ドイツを中心に3G免許料が高騰した結果、高額な免許料が免許取得事業者の財務状況を急激に悪化させている。さらに、最近では3Gのためのアプリケーション不足、3G端末の開発の遅れ等、3Gをめぐる環境は厳しさを増すばかりである。

このような環境をよそに、汎欧州さらにグローバルな3Gサービスの展開をめざすVodafoneは、ギリシャにおいても着実に3G免許を取得した。同社は、EU加盟国15か国の中でこれまでに3G免許を交付した12か国のうち、10か国で免許を取得している。このほか、アジア・大洋州地域においても、日本、オーストラリアおよびニュージーランドの3か国で3G免許を取得しており、同社が3G免許を保有する国の総数は、世界で15か国にのぼる。

Vodafoneグループ傘下の事業者が世界各国で提供している既存のデジタル方式（第二世代、2G）による携帯電話サービスの加入者を、Vodafoneの出資比率で按分して世界のVodafoneグループの加入者総数を求めると、2000年6月末において、およそ9,310万加入に達している。出資比率を考慮しない事業者ごとの加入者数の単純合計は2億260万加入におよんでいる。

Vodafoneは、今後、買収や出資率の増加により加入者数を増やす戦略から、既存の加入者当たりの収益を増加させる戦略に方針を転換することを表明している。そのためには、利用量の増加が飽和状態に向かっている音声通話からモバイル・インターネットに代表されるデータ通信へと事業を転換していく必要がある。3Gサービスは、その戦略の中核に位置付けられる。

一方、3G端末の供給の遅れ等、3Gサービス開発についての問題点は、Vodafoneも早急に解決できずにいる。同社は、3Gサービスの提供開始時期を、2002年の下半期に遅らせることとし、さらに2003年にずれ込む可能性もあることを発表した。3Gに将来の事業展望を置くVodafoneにとって、円滑な3Gサービスの開始にむけて、これからが正念場と言えよう。

(木庭 治夫)





## ●ギリシャ

<文中の換算率> 1ユーロ=110.0円、1ドラクマ=0.316円  
(2001年7月27日東京の対顧客電信売り相場、外務省ホームページによる)

<出典・参考文献> Total Telecom (01.7.13、7.12他)  
Mobile Communications (01.6.26)  
ギリシャ電気通信郵便委員会のホームページ (www.eett.gr)  
Vodafoneのホームページ (www.vodafone.com) 他

■付表1：EU加盟諸国における3G免許の主な事業者別国別保有状況

事業者 (本拠地)	BT (英)	DT (独)	FT* (仏)	KPN (蘭)	Telefonica (西)	TI* (伊)	Vodafone (英)
ドイツ	○100%	○100%	○28.5%★	○77.5%	○57.2%★	*	○99.2%
イタリア	*	*	○43.4%	*	○45.6%★	○56.1%	○76%
英国	○100%	○100%	○100%	○15%	*	*	○100%
フランス	○20.8%	*	○100%	*	*	*	○32%
スペイン	*	*	*	*	○92.15%	○29.4%	○91.6%
オーストリア	*	○100%	○17.45%	*	○100%★	○56.1%	*
ベルギー	*	*	○50.7%	○100%	*	*	○25%
フィンランド	*	*	*	*	*	*	*
ギリシャ	*	*	○2.9%	*	*	○58.1%	○52.8%
オランダ	○100%	○49%	○100%	○85%	*	*	○70%
ポルトガル	*	*	○20%	*	*	*	○50.9%
スウェーデン	*	*	○51%	*	*	*	○71.1%
デンマーク	—	—	—	—	—	—	—
アイルランド	—	—	—	—	—	—	—
ルクセンブルグ	—	—	—	—	—	—	—

(各種資料によりKDD総研作成)

(注) 「○」は免許取得、数値は当該国の事業者への出資比率(2001年6月末)、「★」は当該国への新規参入をそれぞれ表わす。

また、「\*」は当該国で免許を取得していないこと、「—」は当該国で免許がまだ交付されていないことをそれぞれ表わす。

網掛けの国は、EU加盟国のうち、携帯電話市場規模の上位5か国である。

なお、FTについては、ギリシャ以外の出資比率はFTの移動体事業を統括するOrangeの出資比率で、FTはOrange株式の85%を保有している。TIについては、出資比率はTIの移動体事業を統括するSTET Mobile Holding (SMH、Telecom Italia Mobileが100%出資)の出資比率で、TIはTIM株式の60.15%を保有している。



KDD RESEARCH

■付表2：Vodafoneの出資比率による加入者数

(単位：千加入)

地域	加入者数 (2001年初)	加入者増加分 (2001年上半年)	加入者増加分 (2001年上半年出 資比率増/買収)	加入者数 (2001年6月末)	割合 (%)
英国	12,279	269	—	12,548	13.5%
他の欧州北部諸国	7,225	303	1,560	9,088	9.8%
中近東・アフリカ	2,349	166	—	2,515	2.7%
小計	21,853	738	1,560	24,151	25.9%
ドイツ	20,807	744	89	21,640	23.2%
他の欧州中部諸国	1,459	103	—	1,562	1.7%
小計	22,266	847	89	23,202	24.9%
イタリア	11,937	407	56	12,400	13.3%
他の欧州南部諸国	8,173	286	1,226	9,685	10.4%
小計	20,110	693	1,282	22,085	23.7%
米国	11,570	345	415	12,330	13.2%
日本	2,826	251	3,015	6,092	6.5%
他の米亜諸国	1,535	46	610	2,191	2.4%
小計	15,931	642	4,040	20,613	22.1%
大洋州諸国	2,837	119	96	3,052	3.3%
総計	82,997	3,039	7,067	93,103	100.0%

(VodafoneのプレスリリースによりKDD総研作成)

- (注1) 他の欧州北部諸国は、英国を除き、ベルギー、フランス、アイルランド、オランダ、スウェーデンを含む。  
 (注2) 中近東・アフリカは、エジプト、ケニア、南アフリカを含む  
 (注3) 他の欧州中部諸国は、ドイツを除き、ハンガリー、ポーランド、スイスを含む。  
 (注4) 他の欧州南部諸国は、イタリアを除き、アルバニア、ギリシャ、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スペインを含む。  
 (注5) 他の米亜諸国は、アメリカ、日本を除き、メキシコ、中国、インド、韓国を含む。  
 (注6) 大洋州諸国は、オーストラリア、フィジー、ニュージーランドを含む。  
 (注7) Vodafoneが出資している事業者の出資比率によらない総加入者実数は2億260万加入である。





## 中華人民共和国

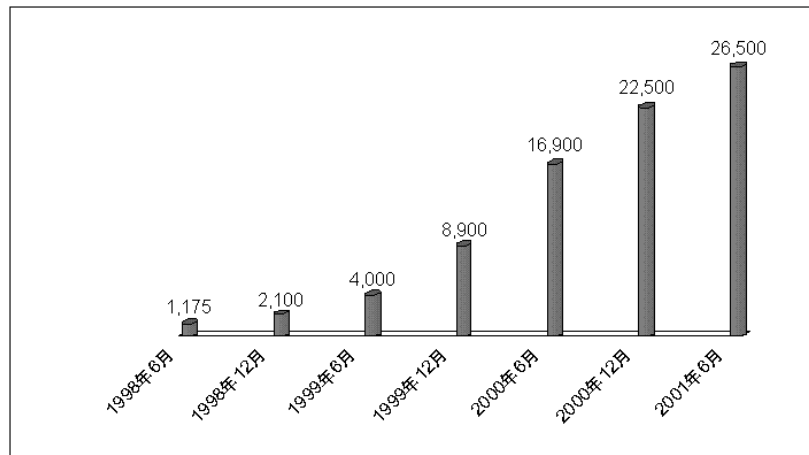
### 中国のインターネット人口2,650万人

半年間で400万人増加したが成長のスピードが鈍ってきている。一方で利用者層の幅は広がってきており、着実に大衆化に向かって進んでいることも窺える。

中国インターネット情報センター（CNNIC）が半年毎に実施している中国インターネット発展状況調査の最新の統計報告が発表された。

それによると6月末現在のインターネット利用者の数は2,650万人だった。昨年6月末の時点と比べると年間で56.8%増加しており、依然成長は続いているものの、かつての「倍々」の勢いに比べるとやや衰えが見られる。特に昨年末からの半年間では18%しか増えていない。

■グラフ1 中国インターネット利用者数の変遷（単位：千人）



また利用時間の長さについても、週平均の利用時間数は8.7時間と半年前の13.66時間、更に1年前の16.54時間から減り続けている。

一方で女性ユーザーの割合は前回の調査に比べ30.4%から38.7%に増加した。またユーザーの年齢も依然として18～24歳の層が全体の約4割を占め最も多いとはいえ、1年前はわずか2%程度しかいなかった18歳以下の低年齢層が15%に増え、また31歳以上の割合も1年前の22%、半年前の25%から、今回は32%に増えている。

これらのことは利用者の属性が大学生や若手技術者等のマニアックな人々から、特に専門知識を持たない一般の人たちに広がってきたことを示しており、利用時間数が減っているのもこれらのライト・ユーザーが増加しているためと考えられる。

しかし利用者が若年層に偏っていることから低所得者の割合が高く、月収1,500元（約22,500円）以下が75%を占め、無収入という人も13%含まれている<sup>(注19)</sup>。

そのせいかネット・ショッピングの伸びも低調で、「この1年間にインターネッ

(注19)

中国国家统计局のデータによると、2000年の都市部住民一人当たり可処分所得の平均は6,280元（約94,200円）、農村部の一人当たり純収入は2,253元（約33,795円）である。

（中国国家统计局 <http://www.stats.gov.cn/english/gb/gb2000e.htm>）

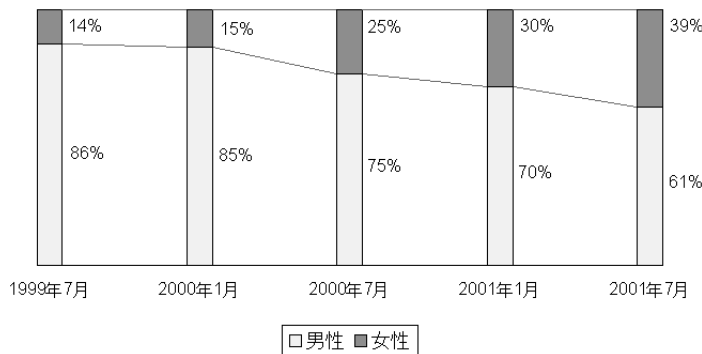


KDD RESEARCH

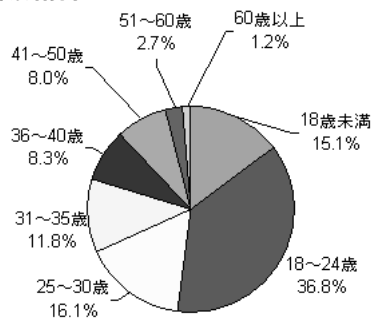


トで買い物をしたことがあるか」という質問に「はい」と答えた人の割合は31.9%。1年前の16.3%からは約倍に増えたが、半年前の31.7%に比べるとほとんど横ばいだった。

■グラフ2 女性ユーザーの割合の推移



■グラフ3 利用者の年齢別割合



## COMMENT

CNNICの報告は中国のインターネット利用状況に関する唯一のオフィシャルな統計ではあるが、以前から中国のネット市場を過大評価しているのではないかと指摘されている。昨年10月に香港の市場調査会社iamasia社が発表したデータでは、中国のインターネット利用者の数はCNNICの統計よりもずっと少ない1,520万人となっている。

そうすると実際には現在の利用者数は2千万人に達したかどうかといったところかもしれないが、中国のメディアで紹介されているところでは、あるアナリストによると中国の消費動向には『2000万現象』というのがあり、かつてカラーテレビやエアコン等の家電製品、携帯電話等、どれも2000万台を超えた時点から爆発的な普及が始まった。だから中国のインターネット市場もこの臨界点に達した以上、今後急速な成長が期待できるという。

ただCNNICのデータでも昨年の後半からインターネット市場の成長に減速傾向が見られるのは、やはり世界的なネット・バブルの影響が中国にも及んでいるのだと考えられる。それが顕著に出ているのはウェブサイトの数で、ここ数年順調に増え





てきて、特に2000年7月から2001年1月にかけて27,289件から一気に265,405件へ激増したのが、今回の報告では242,739件とやや減ってしまった。これは一時のドット・コム・ブームが急激に去ったことを示していると見られる。

そのような中、今年初めから中国でもインターネット・データ・センターやブロードバンドが次のブームの兆しを見せ始めた。中国電信や聯通等の基礎電信事業者以外の企業も続々と参入しているが、これが「ドット・コム」バブルの二の舞にならないかと危ぶむ声もある。

#### <中国のブロードバンド>

中国でも昨年各地でADSLの本格的サービスが続々と始まっている。

北京では今年7月28日から一般向けのADSLの提供が始まったが、1,500元（約22,500円）という加入料に躊躇する消費者が少なくないようだ。今のところ7月30日までの3日間でわずか200件程度の申し込みしかないという。

ただ中国の通信料金は地方によって異なり、広州電信は2002年末までの期間限定で、加入料200元、通信料は月額150元で100時間までという優待キャンペーンを実施している。広東省では4月末のサービス開始から2ヶ月余りの間に5万人以上の利用者を集めたと言っている。

ADSLのライバルであるケーブルモデム・インターネットも、信息产业部と廣播電影電視總局（ラジオ映画テレビ總局）の間の縄張り争いはまだ続いているものの、上海を初めとする一部地域で広電總局傘下のCATV局がサービスを開始している。

一方で、電信各社や広電總局以外の企業がイーサネット等を利用したブロードバンド・アクセス・サービスに参入する動きも盛んである。コンピュータ・メーカーの長城集團の子会社の長城寬帯（Great Wall Broadband Network Services Co. Ltd.）が有名だが、不動産業等からの参入も見られるという。

事業者の乱立を懸念した信息产业部は6月11日、北京・上海・重慶・広州・深セン・濟南・青島・武漢・南京・杭州・寧波・厦門・成都の13都市をブロードバンド・モデル地区に指定、その中では非電信企業も認可を得ればブロードバンド・ネットワーク・サービスを提供してもよいが、それ以外の地域では中国電信、中国移动、聯通、網通、吉通等の基礎電信事業者以外の経営は認めないという通達を出している。

（近藤 麻美）

<文中の換算率> 1元=15円（2001年7月2日中国国家外貨管理局）

<出典・参考文献> KDDI上海事務所報告

『第8次中国互聯網絡發展狀況統計報告』

(<http://www.cnnic.net.cn/develst/rep200107-1.shtml>)

South China Morning Post (7.18)

中国互聯網絡信息中心 (<http://www.cnnic.net.cn/>)



## 香港

### 3Gオークション・ルール発表

免許の数は全部で4つ。入札の対象は免許料そのものではなく、開業後毎年支払われるロイヤルティの額。だがむしろ免許料よりも高つくという批判の声が。

香港ITBB (Information Technology and Broadcasting Bureau) は7月18日、第三世代携帯電話 (3G) 免許のオークション実施に関する規則を公表した。オークションは9月下旬に行われ、即日落札者が決定する見込みで、年内に新免許が発給される予定である。

#### 免許の条件

- ・ 免許の数は4社。1免許当りの周波数幅は《 $2 \times 14.8\text{MHz} + 1 \times 5\text{MHz}$ 》
- ・ 技術的には中立
- ・ 有効期間は15年間
- ・ 免許者は周波数使用料として毎年、3Gネットワーク・サービスの売上の最低5%以上をロイヤルティとして政府に納める。オークションは売上に対するロイヤルティの率をめぐる争われる (ただし、実際に免許者が支払うことになるロイヤルティの率は、オークションで最後に辞退した入札者が提示したロイヤルティ率に0.01%を足した数字が採用される)
- ・ 免許取得後最初の5年間はロイヤルティの支払は免除されるが代わりに毎年最低5千万香港ドル以上の周波数使用料を支払う。6年目以降、最低支払額は年々上昇し、ロイヤルティと最低支払額のどちらか高いほうの額を支払うことになる。また最低支払額はロイヤルティの率によって異なってくる (下表参照)
- ・ 免許者は回線の3割を、関連企業以外の別の携帯電話サービス事業者 (Mobile Virtual Network Operator及びコンテンツ・サービス・プロバイダ) に開放しなければならない (Open Network Access条件)
- ・ 2006年12月31日までに人口の50%をカバーするネットワークを完成すること
- ・ 携帯電話事業者間の番号ポータビリティを提供すること

■表：最低支払額の例

ロイヤルティ率	最低支払額 (単位：百万HK\$)			
	1~5年目	8年目	12年目	15年目
5.0%	50	80	121	151
10.0%	191	307	462	578
15.0%	453	729	1,096	1,371

(出典：OFTA資料)





### 入札の方法

- ・最初に簡単な事前審査を経て、その後にオークションを実施する「ハイブリッド方式」による
- ・入札者間の談合を防ぐために、入札者のリストは非公開とする。またオークション開催中は外部と連絡を取ることも禁じられる

### ■表:香港3Gスケジュール

7月18日	オークション規則発表
9月17～18日	入札参加申請受付
9月19～25日のうち的一天	オークション開催
2001年末	免許交付
2002～2003年	開業(見込み)

(出典:Asian Wall Street Journal他)

### オープン・ネットワーク・アクセス

3Gネットワーク事業者はその回線の3割を他のサービス再販業者に提供する義務を負うが、MVNOにも以下のような要件がある。

- ・自ら交換機及びゲートウェー設備を提供すること
- ・相互接続協定、国際ローミング協定等は自ら締結すること
- ・請求書発行、顧客管理、カスタマー・サポートを自ら行なうこと
- ・独自のSIMカードを発行すること

MVNOの免許は現行のPNETS免許<sup>(注20)</sup>の範疇で発給される。また、MVNOには専用の事業者コードと電話番号が割り当てられる。

### 既存事業者に対する条件

- ・既存の第2世代(2G)携帯電話事業者が3G免許を取得した場合は、新規参入者に対して免許発給から5年間、ローミングを提供しなければならない
- ・複数の2G事業者<sup>(注21)</sup>が共同で入札に参加する場合は8月8日までにOFTAに申請し、許可を得なければならない

### COMMENT

ロイヤルティによるオークションの方式は、免許取得後暫くの間は免許負担を低く抑えることで、その分を設備投資に回すことができるというメリットがある。また巨額な免許料を一時に拠出する必要が無いため、財力で劣る中小事業者もオークションに参加しやすくなる。香港政府は、通信市場の見通しには昨年比べ陰りが出てきており、競売価格を抑えることで多くの企業のオークション参加を促したいと述べている。また例え免許が売れ残ったとしても2005年までは免許の追加発給はしないとしている。

だが15年間支払い続けると周波数使用料の総額は最低でも13億香港ドル(約208億円)にのぼる。今や香港の3G免許の価値はオークションにかけたとしても5億香

(注20)

Public Non-Exclusive Telecommunications Service (非排他的な公衆電気通信サービス) ; 他のネットワーク事業者から回線を借りてVANサービスや再販サービスを提供するための免許。

(注21)

2G事業者自身だけでなく、2G事業者に15%以上出資している株主企業も含む。



KDD RESEARCH



港ドル（約80億円）がせいぜいで、これでは全然安くないという批判もある。

香港の既存の携帯電話事業者は全部で6社。今のところ全社がオークションに参加すると見られる。また携帯電話事業参入を悲願とする固定電話会社のニューT&Tも免許取得に意欲を示しており、ニューT&Tと同じワーフ・グループに属するCATV会社のiケーブルもニューT&Tと共同で入札に参加するかもしれないと発言している。

また、4つの枠をめぐる業界再編の動きも予想され、既存携帯電話事業者の内ニュー・ワールド、スマートーン、ピープルズ等中小事業者の連携も噂にのぼっている。

有力外資でオークション参加を表明しているところは今のところ無いが、MVNO市場にはシンガポール・テレコム、英国のヴァージン・モバイル等が関心を持っていると言われる。

（近藤 麻美）

<文中の換算率> 1香港ドル=16円、1台湾ドル=3.6円（2001年7月2日東京の対顧客電信売り相場）

<出典・参考文献> KDDI香港報告

Pyramid Perspective/Pyramid Research (7.20)、  
South China Morning Post (7.21, 7.19)、明報 (7.19)、  
Asian Wall Street Journal (7.19)、  
工商時報 (7.23, 7.16, 7.14, 7.9, 7.6)、他  
OFTA (<http://www.ofta.gov.hk/>)、台湾交通部 (<http://www.dgt.gov.tw/>)

#### 【コラム】台湾の3G免許規則も公布間近

台湾でも3G免許規則の制定が最終段階に入っており、8月中に決定される見通しである。

8月上旬に発表された管理規則案の主な内容は以下のとおり。

- 1) 免許は2ギガヘルツ帯で4通（2×15MHz+5MHz幅が3通と、2×10MHz+5MHz幅が1通）及び800メガヘルツ帯で1通（2×20MHz幅）。
- 2) 免許申請者の最低資本金額は60億台湾ドル（約216億円）。
- 3) 入札は最初に交通部による資格審査を行ない、その合格者の間でオークションを実施する（オークション参加者のリストは公開される）。
- 4) 免許の最低入札価格については別途、交通部が公告する。
- 5) 免許料は一括払い、もしくは10年間の分割払いにできる。
- 6) 免許の有効期間は発給の日から2018年6月30日までとする。また法律で別途定める場合を除き、免許や周波数を賃貸・転売することはできない。

現在、この草案に基づいて電信総局が最終決定に向け関係者等の意見を取りまとめているところである。

最低入札価格についても交通部が検討中だが、5通の免許を合わせて総額200



KDD RESEARCH





(注22)

今年4月、台湾の大手財閥の一つである霖園グループと共同でコンソーシアムを結成すると発表した。外資が参加するかどうかは未定だが、現在、東信電訊には日本テレコムと住友商事が資本参加している。

(注23)

世界全通はいまのところcdma2000の採用を明言している台湾で唯一のグループで、2GHz帯よりも800MHz帯の免許を狙っているのではないかとされている。

億から500億台湾ドル（約720億～1,800億円）の間で考えられているようである。

交通部では8月中旬に正式に管理規則を公告すると同時に申請受付を開始し、11月中旬から12月初旬にかけて資格審査を完了、12月中旬にオークションを開催、年末までに落札者が決定する予定である。その後、ネットワークの建設などに1年半ほどの準備期間を要すると見ると、台湾で3Gサービスが始まるのは2003年中頃以降ということになる。

3G免許への関心を示した企業はこれまで十数社に上るが、実際に入札に参加するのは太平洋電線グループ（携帯電話の台湾セルラーと泛亞電信、及び新電電の台湾固網を傘下に持つ）、遠東グループ（携帯電話の遠伝電信と新電電の新世紀資通を擁する）、和信電訊（NTTドコモが出資している携帯電話事業者）、東信電訊（台湾中部の地域携帯電話事業者）の筆頭株主である東元グループ<sup>(注22)</sup>、力霸グループ傘下の新固定電話会社の東森寛頻電信（Eastern Broadband Telecom）、PCメーカーの大衆グループ（First International）が率いるコンソーシアム「世界全通」、そして中華電信の7グループに集約されるのではないかと考えられている。外資ではクアルコムが世界全通への参加を表明している<sup>(注23)</sup>。





## 韓国

### 韓国通信の完全民営化に向けた動き

韓国通信は2002年央までに完全民営化されることになっている。また、併せて、15%程度を戦略的外資に所有させる計画である。ブロードバンド普及で日本の先を行った韓国であるが、フラッグキャリアの民営化でも同国の大胆さが印象的だ。

#### 1. 完全民営化に向かう背景

韓国通信（以下、KT）が完全民営化に向かう背景には、外的要因と内的要因がある。

外的要因は、日本が基本的には経験しなかったもの、すなわち、アジアの通貨経済危機（1997/8）である<sup>(注24)</sup>。IMFの支援を受けた韓国は、支援（融資）の条件として経済の構造改革を約束した。その一環として、公的企業の民営化（→政府財政のバランスシート強化、民営化推進による経済の足腰強化）があった。

内的要因としては、KT自体の強化の必要性である。通信の自由化、競争の進展で、KT自身安泰ではいられなくなっている。モバイルの世界では、子会社のKTF（2001年5月にKT M.comと合併したKT Freetelの後称）はSKテレコムにかなりリードを許している<sup>(注25)</sup>。固定網系サービスの世界では、モバイルほど他者に引けを取っていないが<sup>(注26)</sup>、LGグループ（LG Telecom、DACOM）とHanaro通信やPowercomm（韓国電力子会社）が、3つ目の次世代携帯電話免許を巡る動きのなかで糾合する動きを見せている（コラム参照）。こうしたなか、大胆な民営化を実施し、これまでのような官僚出身の経営者が続くような状況<sup>(注27)</sup>を打破する必要がある。

■表:KTの一般的情報

資本構成 (2001.7)	政府:40.1%、National Pension Corp.:2.7%、その他民族資本:37.9%、 一般外資:19.4%(国内売却5%+海外DR14.4%)
2000年12月期業績 (連結)	売り上げ:13兆5,376億ウォン(1兆3,688億円)、純利益:5兆6,060億ウォン (5,688億円)
売り上げ構成比	相互接続料:25%、市内電話:18.7%、国内長距離電話:7.8%、国際電話:4.3%、 モバイル:17.2%、データ系サービス:11.6%、設備販売:6.8%、設置一時金:1.3%、 その他:7.3%
会社規模(連結) (2000年12月期)	総資産:28兆3,936億ウォン(2兆8,709億円)、総負債:16兆212億ウォン(1兆 6,199億円)、資本金:12兆3,724億ウォン(1兆2,510億円)、従業員数:約6万 人

(参考資料)KTのHP(<http://www.kt.co.kr/eng/ir/financial/index3.html>)

(注24)

経済のグローバル化のなか、アジアの途上国はその発展の一部を先進国外資に依然負っている。例えば、外貨での借入金を経済発展に寄与しているなどである。アジア通貨経済危機は、直接的には短期資本の急激な引き上げ、ヘッジファンド等による通貨の売り浴びせ（通貨価値の急激な低下、フロート制への移行）がもたらしたが、基本的なところでは、詰まる所「先進国による漫然とした不信」があったのである。不信の対象とは、非民主的で不安定な政治、途上の法制度環境、非効率な公的企業の多さ、前時代的な財閥の存在などである。韓国の場合にはOECD加盟を1996年に果たした点などで先進国的であるが、財閥が依然存在するなど構造的に古い面が残っている。こうしたことから、通貨の売り浴びせが韓国にも飛び火した。

(注25)

2001年6月時点のモバイル合計シェア50%未満（加入数ベース）という公正取引委員会による合併条件をクリアしたSKテレコムとShinsegiテレコム（新世紀通信）は、9月までに合併比率などを詰め2002年1月目途に合併する。2000年6月末時点での合計シェアは58%だったが、2001年6月末で49.75%に抑えた。他方、KTFの2001年6月末のシェアは34.47%で、15%強の差をつけられている。なお、SKテレコムとNTTドコモは、ドコモによる15%程度の資本参加について交渉中である。

(注26)

従来の基本固定電話の世界では、2000年末現在、加入数シェア98.8%、国内長距離電話シェア90%（分数ベース）、国際電話シェア62.5%（分数ベース）と、支配的地位を維持している。また、韓国的高速インターネット加入者は、2001年6月末現在で625万人に達したが、事業者別の加入者は、KTが310万人（シェア50%）で最も多く、以下、ハナ口通信が158万人、スルーネットが105万人となっている。

(注27)

現在のLee Sang-Chul社長は、KT生え抜き→KTフリーテル社長→KT社長という経歴だが、1990年代の社長は、情報通信部(MIC)次官や他の官庁の長官が歴任した。



KDD RESEARCH



(注28)

米国の株式市場で、外国企業の株式を発行・流通させるための代替証券のこと。原株を預かった信託会社が発行する。外国の株式を原株のまま米国内で流通させるには言語、法律、取引習慣などが障害となるが、原株と同じ内容を英語で表示した預託証券を発行すれば、これらの難点が解消されるとともに、原株の輸送に伴うリスクや時間のロスも排除することができる。  
(以上、朝日新聞社智恵蔵2000より)

(注29)

フラッグキャリアであることから、特定外資(1社)に対して拘束的な関係になることを嫌っているのかもしれない。分散させる場合、その組み合わせ内容にこそ戦略性が求められ、技術力が高いメーカー、資金力の高い金融機関など、他の財閥系通信事業者がそうであるように、非通信事業者系が入ってくる可能性がある。

(注30)

政府は、今後のKTの経営に関して、「まずは経営の専門家に託し、その後所有者(株主筋)の経営に移行させる」との基本的方針を持っている。韓国電子新聞(2001.4.10)では、15%の資本を引き受けることができる有力企業として、三星電子、浦項製鉄、ロッテといった企業を挙げ、その中でも、これまで設備ベースでの通信事業に縁のなかった三星電子を中心に取り沙汰している。



KDD RESEARCH

## 2. 最近の経緯

### <American Depositary Receipts (ADR) 発行>

政府は、2001年2月、保有株14.7%を対象とした国内公募に失敗した(消化したのは1.1%のみ)。これを受け、海外市場での放出を先行させることに方針転換し、2001年7月初め、米国預託証券(注28)の形で保有株17.8%を放出した。

### <外資規制緩和>

2001年4月、KTにかかわる外資規制がそれまでの33%から他の設備ベース事業者同様49%に緩和された。現在の外国人保有率19.4%に加えて、次項で述べる15%程度(新株発行を含む)の戦略的外資提携を行うと、外資比率は30%を超える。  
なお、外資に限らず、1人あたりの上限規制は現在15%である。

## 3. 今後の予定

### <戦略外資との提携>

戦略外資との提携(15%程度)は、2001年末までの実施を目途にしている模様である。5%分は政府既存株式の売却、10%分は新株発行に依る計画である。複数者に分散する可能性も示唆されている(注29)。

### <完全民営化達成>

政府およびKTは、来年、つまり2002年の6月を完全民営化期限としている。すなわち、市況を見ながら残りの政府保有分(30数%)を内外株式市場において一般投資家を対象に2、3回で売却する予定である。なお、国内の有力資本(注30)が一人当たりの上限である15%を獲得することは、制度的には可能である。

### 【コラム】cdma2000方式次世代携帯電話免許者選定の動向

2000年12月の比較審査で、W-CDMA方式を採用する2つのコンソーシアム(韓国通信系のKT ICOM、SKテレコム系のSK-IMT)が事業者選定された。残る免許枠は1つで、cdma2000方式が採用されなければならない。この免許を巡っては、先の比較審査においてcdma2000で申請しながら選定に漏れたHanaro通信系コンソーシアム、同じく先の比較審査でW-CDMAで申請して漏れ、cdma2000に転身したLG系コンソーシアムが存在してきたが、2001年7月10日、両者は共同で一つのコンソーシアムを形成することに正式合意した。そして8月4日、LGテレコムが免許申請を行った。

(1) 最近の経緯

<LGテレコムによるcdma2000コンソーシアム形成>



LGテレコムは水面下での情報通信部（MIC）との交渉を経て、2001年3月、cdma2000方式で再度免許申請を行う決断をした<sup>(注31)</sup>。その後同社はMICの期待に反し、Hanaro通信の既存コンソーシアム（2001年7月現在約300社）とは別に単独での申請を視野にコンソーシアム（同約900社）を形成し始めた。

#### <LGテレコムとHanaro通信の歩み寄り>

しかしながら、MICの強力な周旋のもと、LGグループが30%程度（筆頭）、Hanaro通信が10%程度の参加を行うグランドコンソーシアム形成が決まった（合同の結果、1,049社）。なお、外資のTelesystem International Wireless（TIW）<sup>(注32)</sup>が30%程度の参加率を握る見込みとの報道が一般的であったが、免許申請の段階では入っていない。LG Electronics、Dacom（LGグループ一員）、Powercommも参加することが正式アナウンスされた。

#### (2) 今後の通信業界の動き

cdma2000免許の比較審査は2001年8月中にも実施される見込みであるが、実質的に上記グランドコンソーシアムに決まった。韓国では政府の発言力、指導力<sup>(注33)</sup>が大きいこと、Hanaro通信とPowercommにマイナー出資（各6.1%、5%）しているSKテレコムが今後モバイルに特化する意思を示している（=固定網系勢力を取り込む意思がない）ことから、単体としては大きな力に育っていない各勢力（KT系、SK系以外の勢力）が糾合していく可能性が最も大きい。

事実、LGテレコムとHanaro通信は、2001年7月10日の記者会見（Dow Jones報道）で、「モバイル、固定網、オンラインの各サービスにおけるインフラとマーケティングを統合していくことで合意した」と発言した。またHanaro通信は、内外の企業とコンソーシアムを組み、Powercommへの支配的参加を目指す意向を公表した<sup>(注34)</sup>。

（河村 公一郎）

<文中の換算率> 100ウォン=9.89円（2001年7月2日東京の対顧客電信売り相場）

#### <出典・参考文献> KDDコリア調査報告

Infoma telecom group, ASICom誌（2001.6.26）  
 (株) NNAニュース（2001.7.16、7.10、4.3）  
 Financial Times（2001.6.26）  
 Asian Wall Street Journal（2001.8.6、7.4）  
 韓国電波新聞（2000.12.26）  
 韓国電子新聞（2001.4.10、2.14）  
 IT Daily（2001.6.8）  
 Total TelecomのHP（www.totaltele.com）  
 国際通貨基金のHP（www.imf.org）

(注31)

LGグループ内のメーカーであるLG ElectronicsはW-CDMA技術で最も先行しており、LGテレコムのcdma2000への転換には大きな抵抗感があった。ただ、W-CDMA技術製品は他業者に販売可能であること、免許取得拠出金（1.15兆ウォン）減額の公算が非常に大きいことも考慮し、方向転換の決断をした。なお実際は、1兆1,500億ウォン（1,137億円）のうち2,200億ウォン（218億円）を先に支払い、残金は売上高の一定率の金額を毎年支払う方法に決まっている（今後15年間を想定）。

(注32)

カナダの通信事業者（URL：www.tiw.ca）。LGテレコムに24.1%出資する英国BTが欧州での3G免許オークションで高んだ借金を返済するため、アジアの既存投資を引き揚げ始めている。LGテレコムの当該持分をTIW社が買い取る方向で交渉が進んでいると報道されている。

(注33)

MICは、かねてから、韓国の通信業界に3つの総合的な事業者を存立させたい意向を表明している。KTグループ、SKグループ以外の事業者の業績は総じて悪く、MICは反省の意を込めて、力強い第3勢力を育成したい考えである。SKがモバイル特化の意思表明をしたことから、その総合化には疑問符も付くが、3つの主要事業者ができあがる線は現実化するであろう。遅れの見込みが出ているものの2001年9月導入の予定で取り進めてきた非対称規制（市場占有率、料金、相互接続、補助金等の各方面）も、こうした流れの一環である。

(注34)

韓国電力（KEPCO）は、Powercommの所有率を2001年11月までに現在の89.5%から35%まで減じることが計画している。



KDD RESEARCH



# フィリピン

## GlobeとIsiacomが統合実現

2001年6月、GlobeがIsiacomを完全子会社化することで両者の統合が実現した。これにより、フィリピン第2勢力のGlobeは地盤とポテンシャルを広げた。

Globe Telecom, Inc. (以下、Globe) は、2001年6月29日、Isla Communications, Inc. (以下、Isiacom) を完全子会社化したと発表した。両社と株主はすでに2000年2月に統合について合意し、2001年4月からは運用上の統合が開始されていた。またこの間、規制機関NTCおよび証券取引関連機関 (Securities & Exchange Commission, Philippines Stock Exchange) の認可も得た。

### 1. 統合手続きと新株主構成

実施された統合手続きの骨格は以下のとおりである (注35)。

- ◆ GlobeがIsiacomの株主から全Isiacom株を取得することで、Isiacomを完全子会社化
- ◆ 上記と引き換えに、Isiacomの株主はGlobeの新株を取得 (注36)
- ◇ SingTelは、所有Globe株の一部と引き換えにDeTeAsiaからAsiacom株 (20%) を取得

(注35)

◆は今回のshare swap、◇は周辺取り引き。

(注36)

Asiacomが約1億5,850万のGlobe優先株 (今回初めて発行) を、DeTeAsiaが約2,880万のGlobe普通株 (新規追加発行) を取得した。

■表：GlobeとIsiacomの一般的情報 (上述のトランザクション前)

(MP : Million Peso)

項目	Globe	Isiacom
固定電話サービスエリア (表注1)	第5、11サービスエリア マニラ首都圏の一部	第7、8サービスエリア
主要提供サービス	サービスエリア内固定電話 (表注2) 国際電話 (表注3) インターネット (GlobeNet、DSLも) 全国セルラー (GSM、GPRS) 法人系サービス (GlobeData)	サービスエリア内固定電話 (表注2) 国際電話 (表注3) インターネット 全国セルラー (GSM) 法人系サービス
主要サービス加入数 (2001.3)	固定電話：162,000 (表注5) モバイル：2,930,000	固定電話：61,000 (表注5) モバイル：95,000
1Q業績 (2001.1~2001.3)	純売り上げ：5,550 MP (142億円) EBITDA：2,983 MP (76億円) 純収入：1,068 MP (27億円)	純売り上げ：662 MP (17億円) EBITDA：38 MP (1億円) 純収入：34 MP (0.9億円)
総資産 (2001.3)	72,370 MP (1,853億円)	22,308 MP (571億円)
総負債 (2001.3)	33,816 MP (866億円)	6,984 MP (179億円)
資本金 (2001.3)	20,663 MP (529億円)	10,761 MP (275億円)







時価総額 (2001.3)	54,479 MP (1,395億円)	未上場
従業員数 (2001.3)	3,247人	420人
資本構成 (下線：外資)	Ayala Corp. (表注4) (36.1%) SingTel子会社のSTI (35.6%) その他 (28.3%)	Asiacom Philippines Inc. (60%) (表注6) DT子会社のDeTeAsia Holding GmbH (40%)

(参考資料) GlobeのHP (www.globe.com.ph)

(表注1) フィリピンには、各事業者の固定電話網の地盤として、11のサービスエリアがある。また、首都マニラ圏は4つに分かれており、一部の事業者に追加で分担されている。なお、モバイルは全国免許である。

(表注2) サービスエリア内長距離電話を含む。無論、加入者は相互接続されたPLDTの長距離回線を通じて、国内長距離電話が可能。

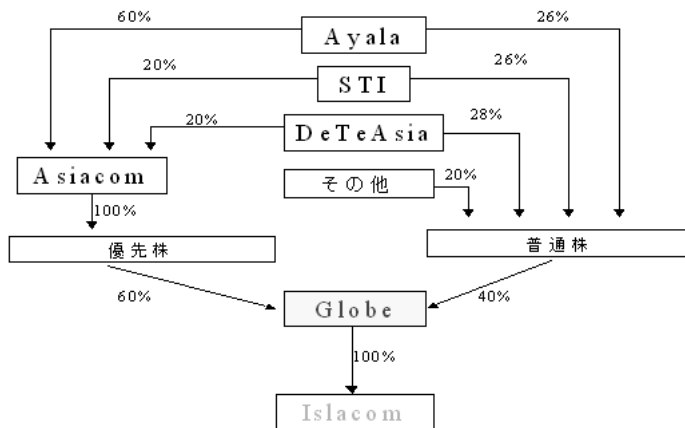
(表注3) サービスエリア内に国際ゲートウェイを持つ。直通線未開設の対地等の場合は、PLDT経由になると考えられる。

(表注4) フィリピンの最大かつ最も多角化されたコングロマリットである。事業には、不動産、ホテル、金融、保険、IT、通信、エレクトロニクス、自動車、インフラ等があり、国際的に開業している。

(表注5) サービスエリア内敷設義務 (70万回線) を果たしている筈であるが、実需要そのものの低さ、モバイルによる加入需要吸収が影響しているものと推測せざるを得ない。Isiacomなどは、1年前の159,000回線より減っている。

(表注6) Asiacom Philippines Inc. の所有構成は、Ayalaが60%、DeTeAsia Holdingが40%。

以上の結果、Globe周辺の新株主構成は下図のようになった<sup>(注37)</sup>。なお、2001年12月までに、Ayala、STI、DeTeAsiaの3主要株主による1.55億US\$ (195億円) の追加出資がコミットされている。



出典：GlobeのHP (www.globe.com.ph)

(注37)

通信事業の外資規制は現状40%である(憲法規定)。下記の構成では、Asiacomが、現地資本60%を確保するフィリピン企業と見なされるものと解される。

## 2. 統合メリット

統合メリットとして、例えば以下があげられている。

- ◆ 周波数帯域の合同 (15MHz (Globe) +10MHz (Isiacom) =25 MHz) が、データ通信の利用を含め、使用効率をアップさせる
- ◆ 運用コストとして年間3,100万ドル (39億円) の節減、向う18ヶ月間の資本支出削減効果として1億2,500万ドル (156億円)



KDD RESEARCH



## ●フィリピン

- ◆ Isiacomの固定電話網の地盤には、経済的地位の高いセブ地域（フィリピン第2の市場）が含まれており、固定網の視点からマニラ（一部）、セブにまたがってアクセス系を持つ強み
- ◆ 米国のモバイルに足場（VoiceStream社）を持ったDeutsche TelekomとSingapore Telecomを株主に持つことで、欧米垂に渡るネットワーク的広がりをバックに持つ

### COMMENT

サービスエリアは固定電話普及が未熟なフィリピンにおいて、非PLDT事業者（SmartやIsiacomといった新興系の事業者の他、既存事業者でも電信系のGlobeや国際系のETPI等を含む）による固定電話網整備を誘発するため、1993年に導入されたシステムである（大統領令109号）。これら非PLDT事業者は、担当エリアでの固定電話網整備義務と引き換えに、国際電話および／もしくは全国セルラー事業に参入できた。サービスエリア制度はある程度成功してきたと言える。

他方、BellTel社のように（PLDT同様）特定の担当サービスエリアを持たない事業者が出ている。また、今回のようにサービスエリアを持つ事業者同士の統合も起きたことから、制度の運営そのものが曖昧になりつつあるとの見方もできる。PLDTは完全民営であるが、Smart等を傘下に収めるなど依然大きな市場支配力（2001.3現在固定電話加入シェア約55%、同モバイル加入シェア：約58%）を持つ一方、サービスエリア制度は、固定網分野で「エリア複占（PLDT+1）」の性格を持つ制度であり、完全自由競争ではない。

この辺でサービスエリア制度の改廃を含む思い切った自由化を行ったほうが、当面混乱があるかもしれないが業界に活気が生まれ、サービスエリア制度とは別に旧来的に存在するローカル電話事業者（数十）を含む事業者の整理、相互接続ルールの整備、固定電話網の一層の拡充も進み、ユーザー利益につながるのではないだろうか。

（河村 公一郎）

<文中の換算率> 1ペソ=2.56円、1US\$=126円（2001年7月2日東京の対顧客電信売り相場）

<出典・参考文献> KDDIフィリピン調査報告

（株）NNAのPowerAsia（2001.7.10）

Baskerville Communications Corp.社ASIAcom誌（1999.10.5）

Baskerville Communications Corp.社Global Mobile誌（2001.6.6）

Pyramid Research社Telecom Forecasts（1st Q.2001 Asia-Pacific）

Total TelecomのHP（[www.totaltele.com](http://www.totaltele.com)）におけるGlobe、Isiacom検索記事

Ayala Corp.のHP（[http://www.ayala.com.ph/htmls/\\_pub/home.html](http://www.ayala.com.ph/htmls/_pub/home.html)）

PLDTのHPのアンニュアルレポート：

（[http://www.pldt.com.ph/downloads/pldt\\_int\\_ar.pdf](http://www.pldt.com.ph/downloads/pldt_int_ar.pdf)）

GlobeのHPのニュース：

（<http://www.globe.com.ph/ir/Globe->

[Financial%20Close%202003Jul01w.pdf](http://www.globe.com.ph/ir/Globe-Financial%20Close%202003Jul01w.pdf)）

ドイツテレコム（DTAG）のHPのニュース：

（<http://www.telekom.de/dtag/presse/artikel/0,1018,x1093,00.html>）

INQ7.netのHPのビジネスニュース：

（[http://www.inq7.net/bus/2001/mar/07/bus\\_9-1.htm](http://www.inq7.net/bus/2001/mar/07/bus_9-1.htm)）



KDD RESEARCH



# マレーシア

## マレーシア通信業界の最近の動き

ASEANでは先進国サイドにあると言えるマレーシアは、サイバー法や通信と放送を一体的に捉える通信マルチメディア法をいち早く発効させるなど、斬新な面がある。1997/98年の通貨経済危機の後遺症（外貨建て債務の膨張とそのリストラ）を依然持つ同国キャリアの動きには鈍さが残る一方で、モバイル市場の成長は明るい材料となっている。ここ半年程度の規制、事業者に関する動きを概観する。

### 1. 規制関連の動き

マレーシアでは、1950年通信法および1988年放送法に替わるものとして、1998年7月に通信マルチメディア法（Communications and Multimedia Act 1998（CMA 1988））が成立し、1999年4月に発効した。新法のもとで、通信事業者は新たな免許に移行<sup>(注38)</sup>するとともに、特にISP事業活性化を目的としたクラス免許<sup>(注39)</sup>も2000年8月に導入された。

また、法を実施に移す実務面の政府関連規則にはRegulations、Codes & Guidelines、Directions/Determinations（省が方針を出し規制機関CMCが詳細決定）といったものがあるが、2000年2月には有効な競争を護り市場支配を牽制するための2つのGuidelineがCMCから出た<sup>(注40)</sup>。2001年に入ってから、イコールアクセス、ユニバーサルサービスに関するDirectionとDeterminationが目玉に留まる。

#### (1) イコールアクセス

2001年3月23日のMinisterial Direction on Equal Access（Direction No.2 of 2001）により、優先接続（equal access by pre-selection）の導入についてはCMCが再度十分な検討をすることとされ、現在のアレンジメント（call-by-call equal access）が当面維持されることとなった。<sup>(注41)</sup>

#### (2) ユニバーサルサービス

同2001年3月23日のMinisterial Direction on Universal Service Provision（Direction No.1 of 2001）を受け、CMCは同27日、2段階によるユニバーサルサービス提供の仕組みを決定した（より詳細はコラム1参照）。

#### ◆フェーズ1 <2001.1~2001.12>

これまでのDetermination of Cost-Based Interconnect Prices and the Cost of Universal Service Obligation（TRD006/98）における規定が存続する。

(注38)

CMA 1988では新免許への移行時期を2000年4月と明示した（同法278条、280条）。これを受け、Telekom Malaysiaを始めとする既存事業者の多くは新免許（個別免許）に移行した。移行（の意思を示した）事業者については、CMCのHP（www.cmc.gov.my →Licensing→Licenses Granted Under The Repealed Acts）で参照可能。免許期間は5年もしくは10年、免許料については以下のとおりである。

- ・申請料：10,000リンギ（約33万円）
- ・免許一時金：50,000リンギ（163万円）
- ・年間免許料：Gross Turnoverの0.15%~0.50%。最低50,000リンギ（163万円）
- ・更新料：25,000リンギ（約65万円）

個別免許は、具体的にはnetwork service（容量提供サービスを含む）、broadcasting distribution service（放送事業）、cellular mobile service、customer access service、mobile satellite service等を提供する事業者が対象である。IP電話事業者については、いまのところ個別免許となる。新たに出てきた個別免許事業者については、CMCのHP→Licensing→Register of Individual Licensesで参照可能。

(注39)

クラス免許は登録制（必要書類の提出はあるが、いわば厳格審査のない簡易方式）である。登録期間は1年間（年間登録料2,500リンギ（約8万円））である。具体的な免許対象は以下を含む。

- (1) Audiotext hosting service provided on an opt-in basis
- (2) Directory service
- (3) Internet access service
- (4) Messaging service
- (5) Private payphones service
- (6) Telegram service

(7) 個別免許が対象にするApplications Service（例：IP電話）以外のApplications Service 具体的に出てきている事業者については、CMCのHP→Licensing→Register of Class Licensesで参照可能。なお、1事業者が個別免許とクラス免許の両方を保有するケースはありうる。



KDD RESEARCH



(注40)

Guideline on substantial lessening of competitionとGuideline on dominant position in a communications marketである。より詳しくはKDD総研R&A誌2000年4月号参照。

(注41)

1998年4月の省発表によれば、1999年1月よりcall-by-call equal accessを開始した後、優先接続への移行を2000年1月に開始し、2000年末までに完了する予定としていた。

(注42)

MIMOSはインターネット接続に関わる非バックボーン系をTMに頼っており、コンシューマ系であるB2C事業はTMに売却する方が自然な面があった。TMにとっては、同事業の買収は、子会社(TM Multimedia)の上場に向けて有利に働くとの読みもあった。しかし、両方でISP市場を實質的に複占していると言っても過言ではなく、TMによるインターネット関連事業の独占を危険視する業界内意見を反映、事業買収は2001年5月に断念された。

(注43)

残りの75%は計10の引受人(underwriter)が引き受けることとなった。現地紙では、消化低迷の原因として、公募株式数の多さ、提示価格の高さ、公募タイミング(市況)の悪さ、国内経済の減速からくるTime dotCom社業績動向の不透明感を挙げている。



KDD RESEARCH

#### ◆フェーズ2 <フェーズ1以降>

以下の各項実施について取り組む。

- ・ユニバーサルサービスの範疇決定
- ・サービスが不行届きの地域(underserved areas)、同国民(underserved groups in the community)の定義と特定
- ・ユニバーサルサービス提供基金(USP Fund)の管理運営
- ・USP Fundへの寄与者および寄与方法の決定
- ・ユニバーサルサービスの提供メカニズム(必要なら競争原理導入)
- ・ユニバーサルサービス提供の監視メカニズム、規則遵守メカニズム
- ・ユニバーサルサービスのコスト決定(必要なら市場原理導入)

## 2. 事業者関連の主な動き

### (1) Telekom Malaysiaの事業5分割

従来、Telekom Malaysia(以下、TM)は本体事業を3ユニット(カンパニー制: TelCo、ServiceCo、TM Multimedia)に分けていたが、2001年1月、主要グループ会社を含む事業全体を5つに分割することを表明した。優良子会社は将来的に株式上場を目指す。

その中身は、TM本体(固定網系)、TM Mobile(モバイル系)、TM Multimedia(インターネット関連)、TM ServiceCo(通信支援系、非通信系)、TM International Ventures(海外事業、国際提携)である。これらが、本体内のCorporate Center(=事業展開等の戦略、マーケティング、人材、財務の観点から横断的に機能)を介して有機的に活動する。

一方、2000年末頃より、100%政府系のISPであるMIMOS(ブランド名: Jaring。上位レイヤ・サービスの開発にも優れる)のB2C事業を買収する交渉を同社と進めたが、実現には到らなかった(注42)。

### (2) Time dotComの上場不成功

Renong財閥系のコングロマリットTime Engineeringは、1997/98年の通貨危機の後遺症である膨張債務(約50億リング=約1,360億円)のリストラを実施中であり、その一環として通信事業ユニットであるTime dotCom社を2001年3月、クアラルンプール証券取引所に上場した。しかしながら、所期の結果は得られず、一般投資家には公募株式の25%(調達金額: 4.714億リング(約154億円))しか消化されなかった(注43)。

### (3) BTによるMaxis資本の引き上げ

Maxisには英BTが33%資本参加していたが、次世代携帯電話免許のオークションで多額の借金を本国で抱えたBTは、2001年5月、資本を引き揚げることでMaxisと合意した。既存の民族資本株主であるUsaha Tegas Sdn Bhdに33%分すべてを18億リング(約587億円)で売却する。Maxisは、新たな戦略外資との提携を模索中と伝えられる。

他方、Maxisは本来的に国際通信量の多い隣国であるシンガポールのMobileOne売



却に応札したが、M1側と価格の折り合いがつかないと報じられている。6月28日、Maxisは近いうちに本件についてコメントすると発表した。<sup>(注44)</sup>

#### (4) ノルウェーTelenorによるDiGi持分の引き上げ

Telenorは2001年6月下旬、DiGi持分を33%から61%に引き上げる交渉を行っていることを正式アナウンスした。Telenorはマレーシアのモバイル市場の拡大<sup>(注45)</sup>、DiGiの業績向上に対して自信を深め、1998年から5年間の時限で許されている外資上限目一杯まで持分率を引き上げる意向である<sup>(注46)</sup>。成功した場合、クアラルンプール証券市場に上場することを目指す。

#### 【コラム1】ユニバーサルサービス提供の仕組み（概要のみ）

以下はMinisterial Direction on Universal Service Provision (Direction No.1 of 2001) を受けてCMCによって2001年3月27日に制定されたCommission Determination on Universal Service Provision (Determination No.2 of 2001) の概要である。

##### (1) フェーズ1について

- ① ユニバーサルサービスを基本電話およびルーラルエリアの公衆電話に限定する。
- ② Telekom Malaysiaを唯一のユニバーサルサービス提供事業者とする。
- ③ CMA 1988のもとで個別免許に移行した全固定網事業者、全モバイル事業者が、ユニバーサルサービス提供コストを応分負担する。
- ④ 上記のコスト、応分負担については、次ぎの方式による。
  - (a) 純コスト (net universal service cost)
  - (b) 負担は加重値をかけた売り上げ (weighted revenues) に比例させる
  - (c) 加重売り上げ = (市内通話売り上げ) × A + (国内長距離・国際通話売り上げ) × B + (モバイル通話売り上げ) × C + (その他売り上げ) × D  
 <<但し、A=0, B=1, C=0.5, D=1>>
  - (d) 通話売り上げには基本料も入る。その他売り上げには機器販売は入らない。
- ⑤ フェーズ1の期間については、2001.1.1から2001.12.31までとする。

##### (2) フェーズ2について

- ① ユニバーサルサービスの対象を以下とする。
  - (a) 基本電話 (basic telephony) および公衆電話への集团的 (collective) アクセス<sup>(注47)</sup>
  - (b) 基本電話への個人的 (individual) アクセス
  - (c) インターネットへの集团的アクセス

(注44)

報道によると、香港PCCWと豪Telstraの合併であるRegional Wirelessも応札しているが、同様の状況にあるようである。M1はシンガポール第二位 (2000年末加入数79.8万、シェア33%) のモバイル事業者ではあるが、Singapore Telecom、SCVとの合併を決めたStarHubとの狭間にある感を否めない。同社と株主は有力な戦略外資との提携を求めているが、この観点に限ると、アジア全体を戦略視しているRegional Wirelessのほうが有力ではないかと思われる。

(注45)

2000年末のモバイル加入数は約547万で、前年比82%増となった。2001年3月では約615万になっている。推進力が目立つ企業はMaxis (シェア23%)、TM (同15%)、DiGi (同16%) で、首位Celcom (同29%) の相対的な低下が感じられる。同時期の対人口普及率は約25%で、人口規模が同じ位の台湾が2001年4月現在普及率87.7%になっていることを見ても、マレーシアにおける普及余地はまだ大きいと思われる。なお、CMCが設備ベース事業者を1~2社に絞る可能性を示唆している3G事業 (KRIレポート65号/情報番号2000-11502) については、Leo Moggie主管大臣が2002年の開始に言及したことがあったが、CMCによる公式アナウンスはなく、2~2.5Gの普及余地を考えるともう少し遅れると見る方が至当であろう。

(注46)

すでにマレーシア外国資本投資委員会は、2006年末までに61%を49%に減じる、少なくとも30%をマレー資本とする、との条件でこの持分引き上げを認めているが、更に政府認可待ちの状況である。

(注47)

集团的の意味は、例えば、集合住宅、村落などを一体的に捉えた表現ではないかと推定される。



KDD RESEARCH





(d) インターネットへの個人的アクセス

② サービスが不行届きの地域、同国民の定義について

サービスが不行届きの地域とは、基本電話の普及率がマレーシア全体の値より20%以上下回る地域とする。サービスが不行届きの国民とは、社会文化的(socio-cultural)理由もしくは経済的理由から、①に示されたサービスにアクセスできない国民とする。

③ ユニバーサルサービス提供対象地域、提供事業者の公表

(a) CMCは2001年については9月1日かそれ以前に、2002年以降は8月1日かそれ以前に、翌年のユニバーサルサービス提供の対象地域を公表する。公表内容には以下が含まれる。

- 対象地域の優先順位
- 対象地域内もしくは近辺でオペレーションを行う免許保有者
- 対象地域内の基本電話の普及率
- 需要リスト (必要回線数など)
- 必要なサービスのタイプ (基本電話?、公衆電話?、インターネットアクセス?)
- 網敷設やサービス提供に必要な割り当て時間
- その他CMCが必要と認める関連事項

(b) 指定されたユニバーサルサービス提供者、およびその提供計画は、CMCによってしかるべき方法により公表される。

④ ユニバーサルサービス提供事業者の指定について

(a) 対象地域内もしくはその近辺で一つの免許保有者しか網を持っておらず、その事業者が非常に効率的にユニバーサルサービスを提供できる状態にある場合、当該事業者が指定される。当該事業者は、一定期間以内に提供計画(要CMCの認可)をCMCに提出しなければならない。

(b) 対象地域内もしくはその近辺で網を持つ一以上の免許保有者があり、彼らが非常に効率的にユニバーサルサービスを提供できる状態にある場合、CMCは一定期間以内に提供計画書を提出するよう彼らに要請する。計画書の認可を得た事業者が指定事業者となる。

(c) 対象地域内もしくはその近辺で網を持つ免許所有者がない場合、CMCは全ての免許保有者に一定期間以内に提供計画書を提出するよう要請する。計画書の認可を得た事業者が指定事業者となる。

なお、ユニバーサルサービス提供計画の提出がない場合、CMCは自己の分別に基づいて、妥当な免許保有者を指定する。この指定事業者は、一定期間以内に提供計画をCMCに提出しなければならない。

また、ユニバーサルサービス提供事業者は、提供の進捗状況にかかわるレポートを定期的にCMCに提出しなければならない。

⑤ 指定サービス (designated services) 別の加重値について

市内電話 : 0、国内長距離電話 : 1、国際電話 : 1、料金受信人払い通話 : 1、オペレータ通話 : 1、ISDN : 1、Audiotext hosting service : 1、セルラー電話 : 0.5、国際ローミング電話 : 0.5、IP電話 : 1、専用線 : 1、





その他CMCが指定したものの1

⑥ユニバーサルサービス基金（USF）関連

- (a) 以下の免許保有者を除き、免許保有者は加重売り上げの6%を毎年USFに支払う。拠出額の支払いは、CMCの告知後30日以内に行う必要がある。
- 個別免許保有者におけるcontent applications service provider
  - 1998年放送法下で発給された免許保有者
  - 指定サービスの暦年売り上げ合計が50万リング（1,630万円）を上回らない免許保有者
- (b) USFの財務はCMCによって適正に管理されなければならない（=会計年度毎に外部の独立した監査機関によって監査されたストックとフローの状況を公開）。
- (c) CMCはユニバーサルサービス提供にかかわる純コスト（粗コストから同サービスを提供することにより得る間接的利益（推定）を差し引いたもの）の計算を確実化するように研究しなければならない。
- (d) USFからの支弁は、CMC内のcommittee（1以上の免許保有者を含む要）による許可があることが条件である。

（出典：CMCのHP（<http://www.cmc.gov.my/determinationsframe.htm>））

【コラム2】Multimedia Super Corridor（MSC）の最近

MSCは、先端的外資の導入を基本的に重視する同国の最重要プロジェクトである。先進国入りの目標期限である2020年は、同プロジェクトの終了予定年でもある。MSCはクアラルンプール南接エリアにとどまるものではなく、主要地点に全国展開のうえ外国の主要ポイントを含めて回線接続する長期的なものである。IT関連産業に偏った無機能的イメージもあるが、ITがその他産業の隆盛や効率的行政の重要なベースになると捉えているはずである。MSC内（Putrajaya地域）に行政政府を置いている点は特徴的である。

1. MSCステータス企業の状況

ステータス保有企業<sup>(注48)</sup>の数に関しては、「2003年までに500社」との目標を現在既に達成している。マルチメディア開発公社（MDC）によると、2001年3月時点で実際に操業を開始しているのは420社で、研究開発への投資を行っている企業は、NTT、BT、Lucent、Motorola、CSAを含む52社にのぼるといふ。ただ、420社の総投資額は政府の期待を大きく下回っている模様である。

2. Telekom Malaysiaの活動

Telekom Malaysia（以下、TM）は、政府決定の形でMSC内の通信インフラ建設に関し独占権を持っている。これまでのところATM技術でネットワーク構築され

（注48）

MSCステータスは、MSCへの進出が認められると自動的に付与される。免税措置、外国人知識労働者の無制限雇用などが含まれる。ステータス申請、保有企業については、コラム枠外の表、図を参照。ステータス保有企業の具体名等については、MDCのHP（[www.mdc.com.my/partner/index.html](http://www.mdc.com.my/partner/index.html)）で参照可能である。



KDD RESEARCH



(注49)

NTTの現地法人NTT MSCもCyberjaya地域でIDC事業に進出した(2001年6月完成目途)。使用面積は20,000平方フィート、3,000万リンギ(約9億8,000万円)を新たに投じた。

(注50)

価格の詳細については、[www.telekom.com.my/vsat/pl.htm](http://www.telekom.com.my/vsat/pl.htm)、[www.telekom.com.my/leasedline/tpr.htm](http://www.telekom.com.my/leasedline/tpr.htm)、[www.telekom.com.my/leasedline/dl\\_pl.htm](http://www.telekom.com.my/leasedline/dl_pl.htm)、[www.telekom.com.my/leasedline/iplc\\_pl.htm](http://www.telekom.com.my/leasedline/iplc_pl.htm)で参照可能。

(注51)

2001年3月末時点で、473社がMSCステータスを取得しているが、うち130社がマレーシア資本、150社が外資、130社が合弁となっており、現地資本も大きくかんでいる。また、2000年11月時点でMSCに働く外国人は約2,200人であったが、このうち約1,200人(55%)がソフト開発分野に優れるインド人であることも特筆できる。



KDD RESEARCH

ているが、早晚見直しが必要になるのではないと思われる。

(1) データセンター (IDC)

TMは2000年11月にCyberjaya地域にデータセンター(TM IDC)を完成、2001年1月にサービスを開始した。第1フェーズとして、ビル内の16,000平方フィートを使用、3,920の中型サーバーを収容できる計490のラックを備えた。ターゲット顧客は、多国籍企業、ISPs、ASPs等で、顧客数としては300~500に対応できる。<sup>(注49)</sup>

(2) Internet Exchange (IX)

TMは2000年4月、Cyberjaya Data CenterにIXであるEastGateを開設、サービスを開始した。ユーザーは、400Mpsまでの帯域メニューから選べる。当初のインフラ面積は32,000平方フィート、2年後(2002年4月)には100,000平方フィート超を目指している。

(3) 専用系サービスの料金値下げ

TMは2001年4月にVSATサービスの、5月に国内・国際専用線サービスの大幅値下げを行った(各々、最大84%、50%)<sup>(注50)</sup>。E-economyを含むマレーシア経済への刺激に加え、同国のハブ化、MSC等への企業誘致に資することが主たる目的となっている。

### 3. 評価

1999年7月のオープン当初は報道等で辛口の批評(入居企業の少なさ、理念・器のみの先行等)が結構あったが、最近ではMSCの報道自体が鎮静しているように感じられる。外国企業から、インフラや開発技術のテスト施設の不備、資金調達難航など、多くの問題点が指摘されていると言われ、報道の鎮静はマスコミが昨今のMSCにさほどニュース性や期待を感じなくなっているということかもしれない。

ただ、MSCプロジェクトはそもそも20年間を超える長期プロジェクトであるため、一横断面としての現状を捉えても余り意味がないとも言える。すなわち、AFTAの統合やその対外開放の進展等の次第では、状況が変わってくる可能性があり、現在はまだ種播き、苗作りの段階との見方もできる。

一つ言えることは、MSCが、進出企業の批評を謙虚に受け止めながら適宜見直しつつ是非とも成功させねばならない、もはや後戻りできない国威をかけたプロジェクトであるという点である。技術面での不安が指摘されるTMに通信インフラ建設独占権が認められている点などは見直し対象の中心的なものであろう。

マレーシアでは特に経済的に幅を利かせている中華系国民に対してマレー系国民(イスラム)を優遇するプミプトラ(土地の子)政策を長期継続中で、向う10年間の継続も決まった。しかし、中核民族の資本の保護強化には一定の理解ができる一方で、硬直的永続的にそうあってはならないのは社会の活性化上明らかである。MSCプロジェクトは入居企業に優遇を与えつつ、マレー人の能力や資本力を引き上げることも意図されており<sup>(注51)</sup>、プミプトラ政策を終息させることに役立つ可能性がある。同国が先進国入りを果たす時点とは、プミプトラ政策が発展

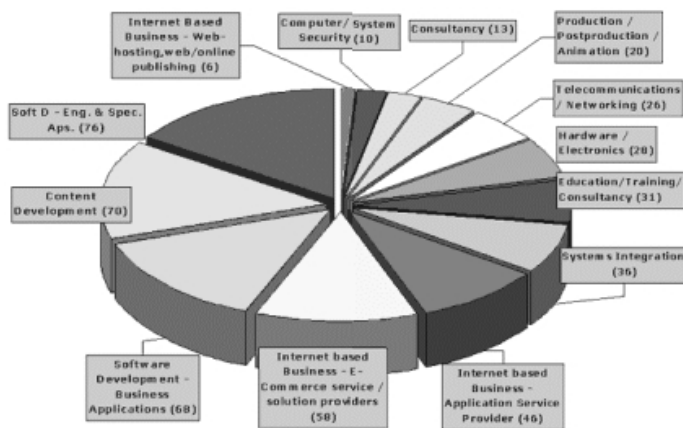
的に解消された時点とも換言できよう。

■表：MSCステータス認定企業数

時点	99/5/12	99/10/5	00/7/14	00/11/20	01/2/16	01/2/16
MSCステータス申請企業数	275	304	437	491	542	586
MSCステータス認定企業数	203	243	347	397	452	488

出典：マルチメディア開発公社（MDC）のHP（<http://www.mdc.com.my/today/statis.html>）

■ 認定488社の業種別内訳



出典：同上

(河村 公一郎)

<文中の換算率> 1リンギ=32.6円 (株) NNA 2001.6.21クロスレート)

<出典・参考文献> KDDIマレーシア調査報告各号  
 (株) NNAニュース (PowerAsia) (2001.6.25, 4.10, 4.4, 2.15, 2.5)  
 New Strait Times紙 (2000.5.3, 4.7)  
 Business Times (2001.2.14, 2001.1.31, 2000.10.31)  
 Informa Telecoms社 aisa pacific mobile analyst誌 (2001.2.28)  
 ノルウェーTelenorのHP ([www.telenor.com](http://www.telenor.com))  
 日本経済新聞朝刊 (2001.6.18)  
 Total TelecomのHP ([www.totaltele.com](http://www.totaltele.com))



## 編集後記

■ 特別暑い夏になっていますが、地球の温暖化現象と無関係ではないと思ってしまう。京都議定書の批准が当初の期待どおり行かなくなった状況ですが、速やかに抗温暖化方策の実施に持ち込む必要があると思います。効果測定、見直しが繰り返されるでしょう。

国連気候変動政府間パネル報告書（7.24日経新聞朝刊）によると、大気中のCO<sub>2</sub>濃度は10世紀から19世紀初頭まで低位安定していたのが、その後うなぎのぼりに急上昇しています。産業革命以降の人間活動の所産であることは明らかです。こうした調査分析を踏まえた21世紀の重要な政治的キーワードの幾つかが、「環境」「リサイクル」「クリーン・エネルギー」等であることは政党に関係なく間違いありません。

無公害車やビル屋上緑化普及の動き等は歓迎すべきものです。しかし更に、人はバブル経済的習性を抑止するためにも、もっと分散したらどうでしょうか。過疎と密集の排除、適度分散です。そして人の間に、気分を和らげCO<sub>2</sub>を吸収する自然を十分介在させます。そのためには、政治力がもたらすシステム転換が必要です。

道州制の類には賛成で、札幌、仙台、東京、大阪、広島、福岡といった諸都市・諸地域が、独立自尊のもとにローカル色豊かな切磋琢磨をすれば良いと思います。A市から東京に移住した人が活気あるA市に戻り（あるいは魅力的なB市に移り）、東京にできたスペースが緑豊かな公園やレンタル菜園になる、そんな事例が生まれるのは如何でしょうか。

そして、こうして生まれた分権的地域同士をITSの施された無渋滞道路やラスト・ワン・マイルまで自由化された広帯域通信回線で有機的に結んではどうでしょう。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：  
<http://www.kdd-ri.co.jp>

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣や本誌への広告掲載のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

（編集人 河村）

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3  
KDDビルアネックス4F  
株式会社 ケイディディ総研 メディア  
研究部 河村宛  
TEL：03-3347-9127  
FAX：03-5381-7017  
E-mail：ko-kawamura@kdd-ri.co.jp

KDD 総研

# R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

2001 August



- 発行日 2001年8月20日
- 発行人 山本 隆臣
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDD総研  
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDビルアネックス4F  
TEL 03 (3347) 9139 FAX. 03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

- KDDI Deutschland GmbH  
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany  
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820
- KDDI HONG KONG LIMITED  
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong  
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932
- 眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)  
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12  
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537
- 海外新聞普及 (株) (OCS)  
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9  
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338